# 第5章 都市づくりの方向性と分野別の方針

## 1. 都市づくりの視点

本町では、人口減少や少子高齢化、自然災害への備え、地域資源の活用など、複合的な課題に対応しながら、持続可能な都市構造の形成をめざします。

福崎駅や福崎IC周辺には、公共交通や広域交通ネットワークへのアクセス性に優れたコンパクトな市街地が形成されており、今後は既存施設の再編や空き家の利活用等を通じて、まちの活力を高め、賑わいづくりを推進します。また、恵まれた立地条件・地域資源をいかした産業・観光振興にも取り組みます。市街化調整区域*に点在する集落では、自然環境をいかした暮らしの魅力を高めるとともに、交通・福祉機能の充実により、誰もが安心して住み続けられる環境づくりを進めます。

また、本町では担うことができない高次都市機能*については、姫路市の中心拠点区域*と連携して機能を確保していく必要があります。

このような考えのもと、「活力にあふれ　風格のある　住みよいまち」の実現に向けて、“福崎らしいまちづくり”（コンパクトな市街地の形成と集落の活力維持）を進めていくため、今後本町で進めていく都市づくりについて、以下の4つの視点を柱として、計画的かつ柔軟にまちの将来像を描き、持続可能な都市構造の実現に向けた取組を進めていきます。

**コンパクトな市街地の形成と集落の活力維持**

- 視点① 持続可能な都市構造の形成による人口減少への対応
- 視点② 中心市街地の活性化と多様な産業の振興
- 視点③ 地域資源をいかした観光・交流の促進
- 視点④ 安全・安心の確保とユニバーサルな都市づくり

■姫路市との連携のイメージ

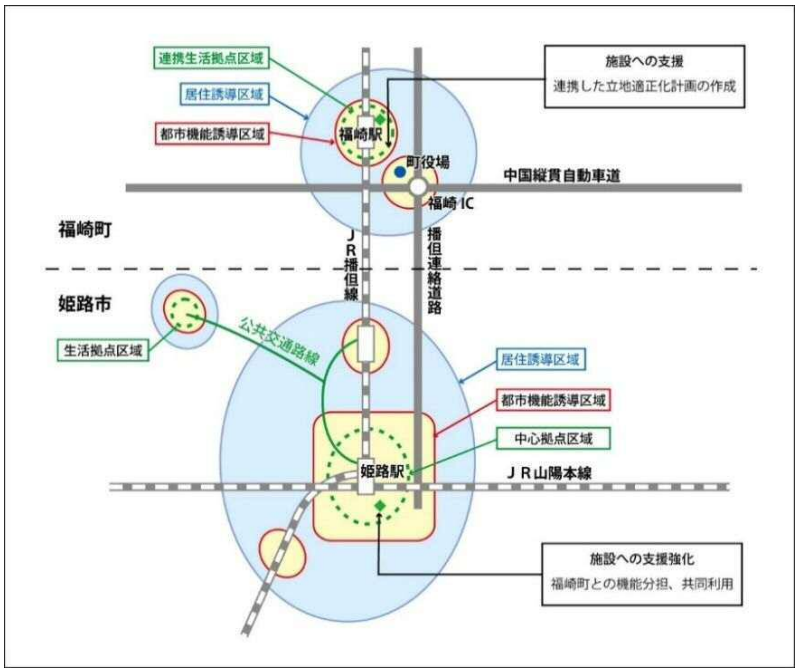

**視点① 持続可能な都市構造の形成による人口減少への対応**

人口減少・少子高齢化という不可避な社会変化に対応し、限られた人的・財政的資源を効率的に活用しつつ、地域の生活・経済・福祉を将来にわたって維持するためには、持続可能な都市構造の形成が重要となります。

市街地では、既存施設の再編や空き家の利活用等を通じて、利便性の高い居住環境を確保します。市街化調整区域*に点在する集落では、自然環境をいかしたゆとりある暮らしの場としての魅力を高めるとともに、交通・福祉機能の充実により、誰もが安心して住み続けられる環境づくりを進めます。こうした地域づくりを進めるため、柔軟な都市計画制度の運用による地域の実情に応じた適切な土地利用のあり方を検討します。

また、広域交通ネットワークや医療・教育・商業機能の広域的連携を通じて、町の利便性と魅力を高め、住民の生活の質向上につなげます。



集落のまちづくり

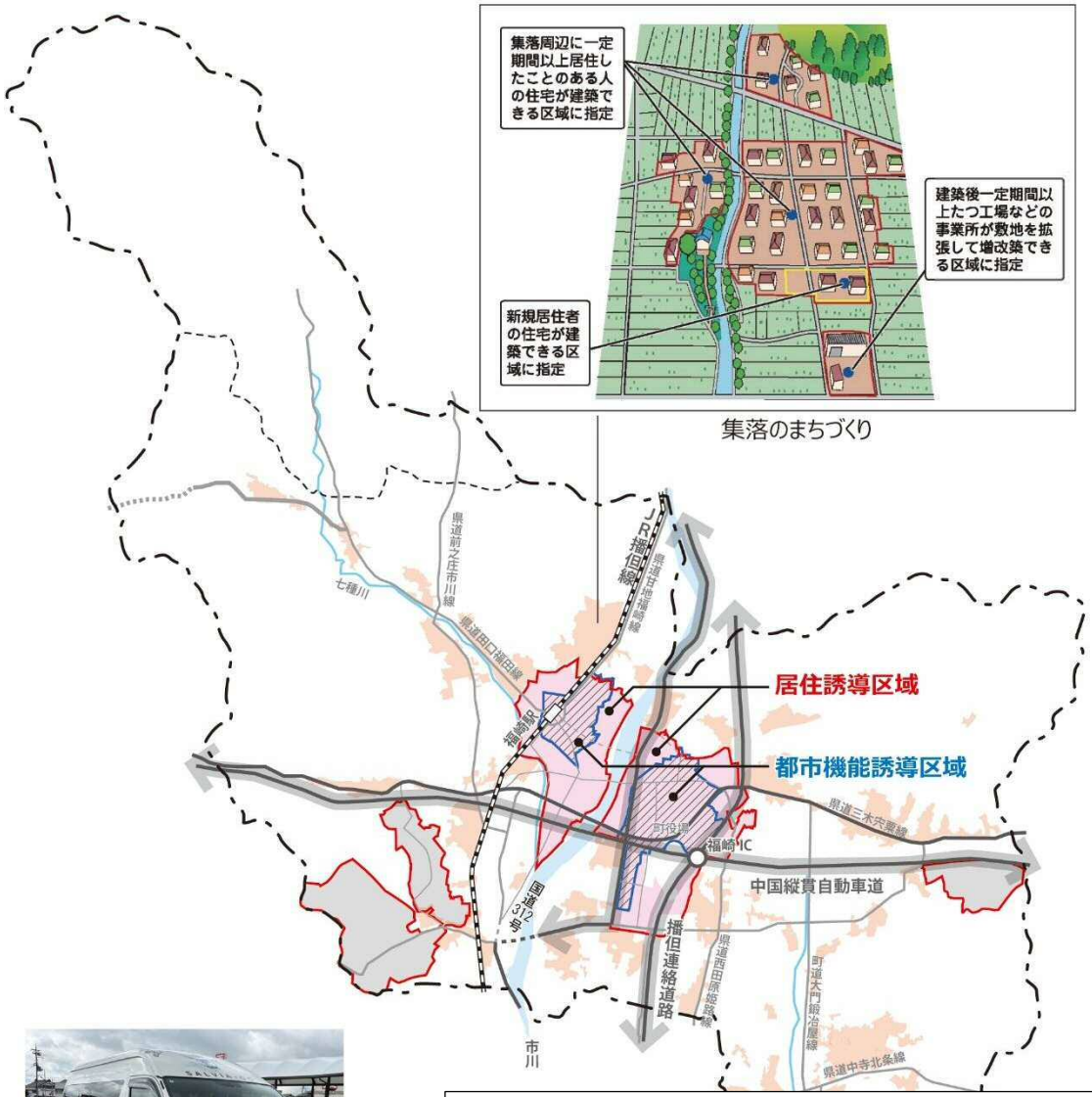

町内巡回バス（サルビア号）

**【課題】**

・立地適正化計画*による都市機能、居住の適切な誘導
・市街化調整区域*内の柔軟な土地利用運用
・地域公共交通の充実、再編
・都市の維持管理コストの削減　　等

**視点② 中心市街地の活性化と多様な産業の振興**

本町には、福崎駅周辺と福崎IC周辺の2つの中心市街地が形成されています。まちの活力を高めるため、観光拠点や町民の憩いの場として再整備した福崎駅周辺等を核とした、賑わいづくりを推進します。

また、本町の産業は、福崎工業団地や福崎町東部工業団地等を中心とする工業が大きな比重を占め、経済の活性化や雇用機会の創出等の面で大きな役割を果たしています。今後も本町の恵まれた立地条件を活かし、引き続き魅力ある産業基盤の整備や環境づくりに向けて、企業ニーズを適切に踏まえつつ、土地利用の在り方を検討します。



福崎駅周辺

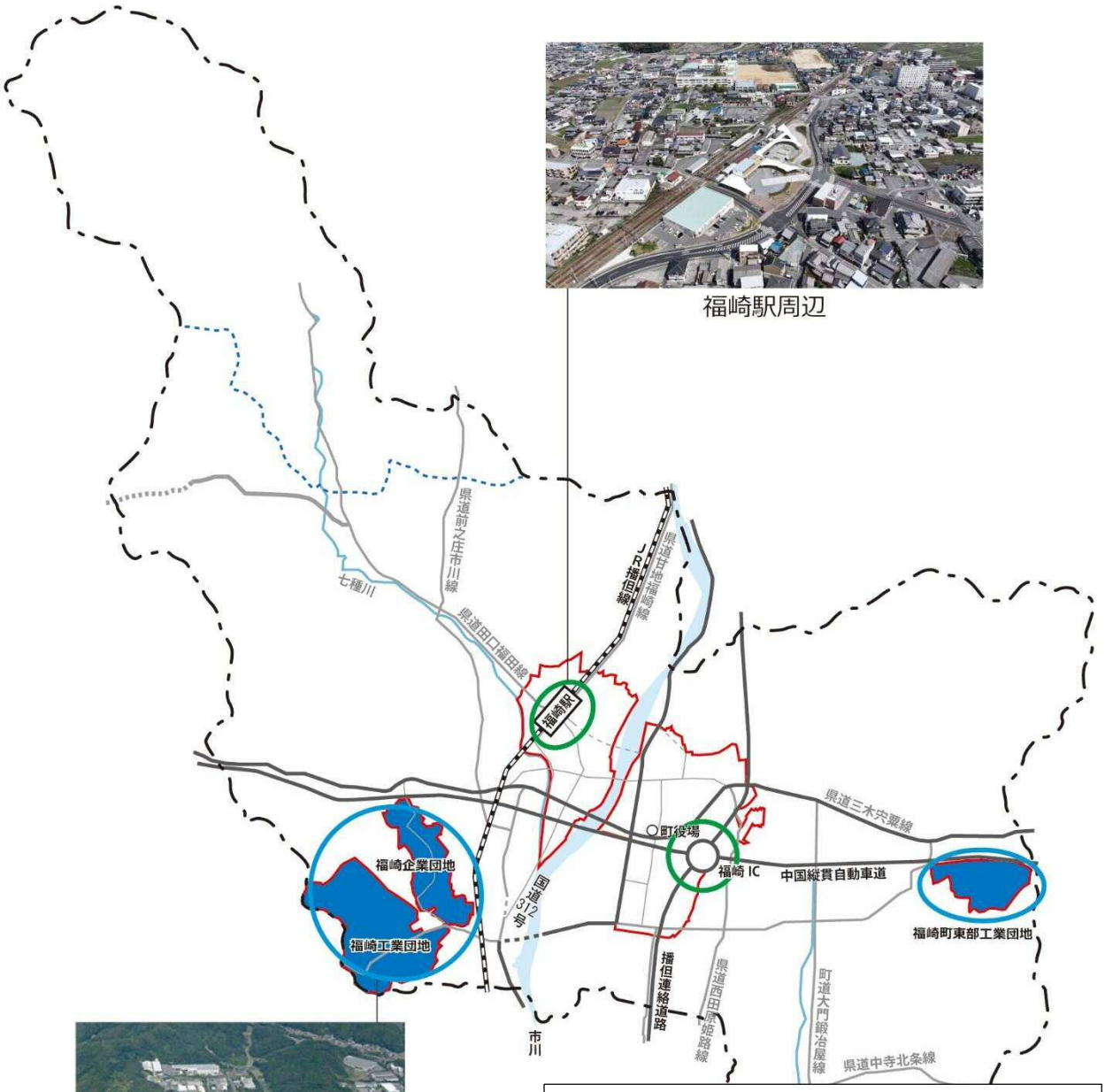

福崎工業団地

**【課題】**

・中心市街地の賑わい創出
・既存工業団地の機能強化
・新たな企業ニーズへの対応
・物流を支える道路網の整備
・地域資源を活用した経済活力の向上　　等

**視点③ 地域資源をいかした観光・交流の促進**

柳田國男ゆかりの辻川界隈や七種山など既存の観光資源をいかし、本町の魅力向上や情報発信の強化に取り組みます。既存の観光拠点へのアクセス道路や駐車場の整備を検討するとともに、観光拠点を有機的に結ぶ観光ルートの設定を進めます。また、農業や地場産業との連携による体験型観光を展開し、それらのPRを通じて県内外からの来訪者を増やす取組も推進していきます。

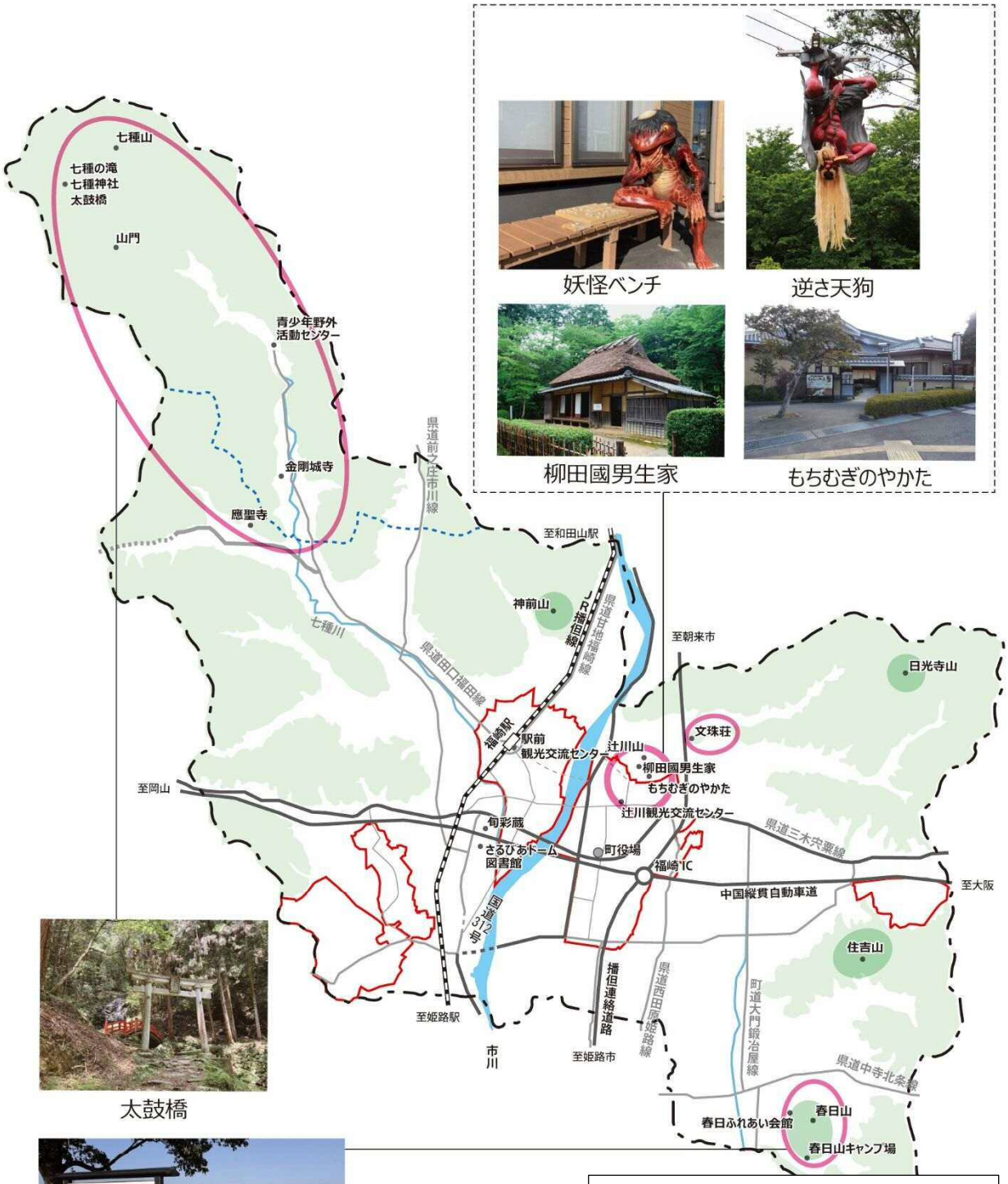


**【課題】**

・観光資源の効率的な活用

・観光拠点へのアクセス環境の整備

・情報発信力による認知度の向上

・地域資源間の連携 等

**視点④ 安全・安心の確保とユニバーサルな都市づくり**

近年頻発する台風や集中豪雨、また、今後高い確率で発生が予想される南海トラフ地震*などの自然災害に備え、減災*の視点を取り入れた総合的な治水・土砂災害対策を推進します。

また、多様な世代や背景を持つ人々が安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、避難場所・避難路の確保、狭あい道路の改善、建築物の耐震化、老朽化建築物や空き家対策など、地域と連携した災害に強いまちづくりを進めることで、住民の安全・安心を守ります。



減災対策（ハード整備）



減災対策（地域との協働）

防災拠点（さるびあドーム）

**【課題】**

- ・大規模災害への備え
- ・避難環境の整備
- ・都市インフラの脆弱性解消
- ・空き家対策と活用の検討
- ・地域コミュニティ*の連携・参加　等

## 2. 分野別の方針

本町では、「都市づくりの視点」に基づき、将来にわたって持続可能で、誰もが安心して暮らし続けられるまちの実現をめざし、土地利用、まちの基盤、まちの活力、安全・安心の4つの分野が相互に連携し、それぞれの役割を補完しながら総合的な都市づくりを進めることが重要です。

「分野別の方針」として、各分野における基本的な考え方と取組の方向性を定め、町全体として一体感のある都市構造の形成と、地域の特性をいかしたまちづくりを推進します。

■ 都市づくりの視点と分野別方針の関係

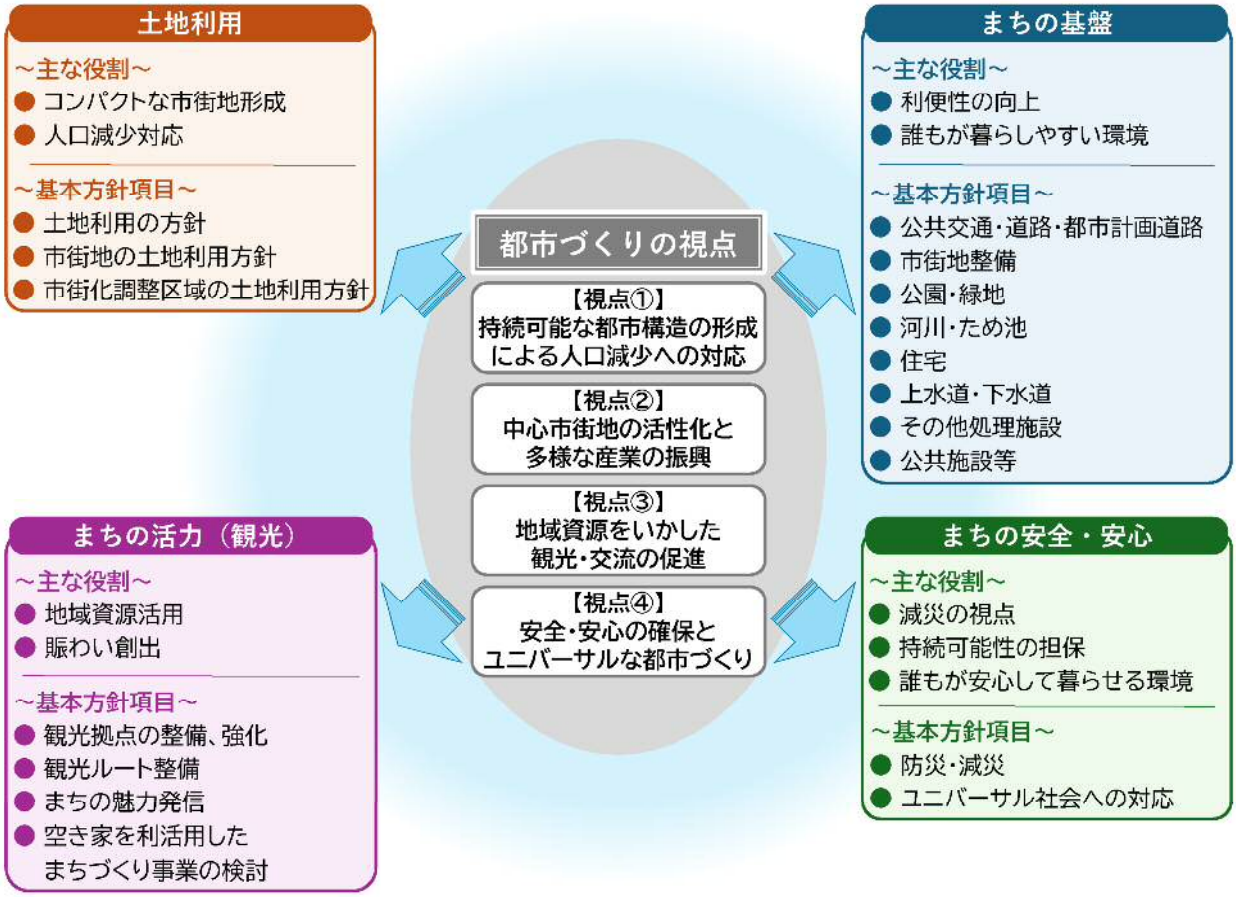

## 2-1.土地利用

### 2-1-1.土地利用の方針

**[基本的な考え方]**

都市の機能性・持続可能性・利便性のさらなる向上をめざし、既存都市機能の再編・高度化を通じて、既成市街地における多様な都市機能の集積を促進します。これにより、地域の魅力と生活の質の向上を図ります。

主要用途の配置にあたっては、自然環境との調和や地域の特性に配慮しつつ、町域の土地利用を「市街地（市街化区域）」と「非市街地（市街化調整区域*）」に大きく区分し、持続可能で柔軟な土地利用を推進します。

また、人口減少・少子高齢化という喫緊の課題に対応するため、立地適正化計画*や土地利用基本計画*、地域公共交通計画に基づき、公共交通や生活利便施設の集約、居住誘導区域*への誘導などを通じて、暮らしやすく活力ある地域づくりを進めます。

地域住民との協働を重視し、地区ごとの個性やニーズに応じたきめ細やかな土地利用誘導を行うことで、地域の自律的な発展と持続可能な都市構造の形成をめざします。

<table>
<tr><th colspan="3">土地利用の区分</th></tr>
<tr><td rowspan="6">市街地<br>（市街化区域）</td><td rowspan="2">商業系地域</td><td>近隣商業地</td></tr>
<tr><td>沿道サービス地</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住宅系地域</td><td>複合住宅地</td></tr>
<tr><td>専用住宅地</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工業系地域</td><td>工業集積地</td></tr>
<tr><td>軽工業・業務地</td></tr>
<tr><td rowspan="5">非市街地<br>（市街化調整区域*）</td><td colspan="2">保全区域</td></tr>
<tr><td colspan="2">森林区域</td></tr>
<tr><td colspan="2">農業区域</td></tr>
<tr><td colspan="2">集落区域</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定区域</td></tr>
</table>

## 2-1-2.市街地の土地利用方針

### （1） 土地利用の方針

市街地の区域は、将来像を踏まえて現在の市街化区域を基本とし、計画的な市街地形成が確実に行われる見込みのある地区で市街地の拡大を図るものとします。

市街地においては、商業や住宅、工業系の地域を次のように配置し、機能的な都市基盤の形成を図ります。

**a.【商業系地域】**

| | |
|---|---|
| 近隣商業地 | 近隣の住民が日用品の買い物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地区です。<br>福崎駅周辺、新町地区、辻川地区を、地域に密着した近隣商業地として位置づけ、住商複合型の都市機能を強化します。特に福崎駅周辺は都市機能誘導区域*として、整備した駅前広場や公共交通の利便性向上にあわせて、地域の魅力向上につながる民間主体の取組を促す環境づくりに努めます。また、姫路市と連携した連携生活拠点区域*の設定を検討します。<br>さらに姫路市やその他近隣都市と連携した「連携中枢都市圏」制度を活用した広域的な連携に取り組みます。（8市8町） |
| 沿道<br>サービス地 | 沿道サービス機能を備えた住商複合地区を、既存商業施設の集積状況や地域の生活動線を考慮しつつ、交通利便性の高い幹線道路沿いに配置します。官公庁・金融機関等の都市機能が立地する役場周辺は、都市機能誘導区域*として設定し、地域拠点としての役割を強化します。 |

**b.【住宅系地域】**

| | |
|---|---|
| 複合住宅地 | 良好な住環境を確保するとともに、地域の活力を支える一定規模の商業・交流施設との共存を図る地区として位置づけます。<br>商業地周辺を複合住宅地として位置づけ、生活利便性の向上と地域コミュニティ*の活性化を目的として、小規模な商業施設等の立地を許容した住宅地としての整備を進めます。現行の準工業地域については、住宅地利用の多い地区を複合住宅地として位置づけ、住工の調和を図りつつ、住環境の向上を進めていきます。<br>また、福崎駅周辺は、公共交通の結節点としての機能強化と、来訪者・住民双方にとって利便性の高い交流拠点の形成をめざし、“まちの顔”としてふさわしい土地利用を推進します。 |
| 専用住宅地 | 複合住宅地区の周辺には専用住宅地を計画的に配置し、良好な住環境の保全を図ります。既に整備された住宅地についても、居住機能に特化した専用住宅地として位置づけ、地域の生活環境の安定と質の向上をめざします。<br>また、市街化区域内の農地等の未利用地については、地域ニーズや土地利用動向を踏まえ、民間による計画的な開発を誘導することで、持続可能で魅力ある良好な住宅地の供給を図ります。 |

**c.【工業系地域】**

| | |
|---|---|
| 工業集積地 | 中国縦貫自動車道南側の東西2ヶ所に立地する福崎工業団地・福崎企業団地及び東部工業団地を、地域の産業基盤を支える主要な工業集積地として位置づけます。今後の産業ニーズや立地需要の変化を踏まえ、引き続き道路網の整備、既存産業との技術、情報、人的交流などへの配慮に努め、良好な工業団地としての充実に努めます。 |
| 軽工業<br>・業務地 | 既存の土地利用形態から、住居系・工業系の混在が見うけられる準工業地域を軽工業・業務地として位置づけます。工場の立地が減少する等、土地利用の転換が見られる地区については、住宅系の用途への変更を検討します。 |

### （2） 土地利用方針の変更検討地区

これまでの事業の進捗や今後の事業進捗の見込み、現在の土地利用の現状を踏まえて、下記に示す区域については、これまで位置づけてきた土地利用方針の変更を検討します。

**【（都）福崎駅田原線沿道】**

令和元年に整備が完了した福崎駅周辺地区に繋がる町のシンボルロード*として沿道利用を促進するため、専用住宅地から近隣商業地等への変更を進めます。

**【（都）中島井ノ口線沿道】**

（都）中島井ノ口線の中国縦貫自動車道以南の東側沿道では、既に大型店舗等が立地し、沿道サービス地としての土地利用が進展しています。西側沿道の集落地域は、市街化区域への編入も視野に入れながら、計画的な土地利用の推進により、魅力ある沿道サービス地としての活用を引き続き検討します。農用地区域については、高付加価値作物の作付けや販売などの検討を行い、地域農業の振興を図ります。

西田原地区の井ノ口交差点南付近では、店舗と住宅の混在している現状を踏まえ、専用住宅地から複合住宅地への変更を検討し、住環境と商業機能の調和を図ります。

**【工業団地周辺】**

福崎工業団地・福崎企業団地及び福崎町東部工業団地周辺は、今後の工業集積地としての機能強化や企業誘致の可能性を見据えつつ、地域特性と周辺環境との調和に配慮した土地利用のあり方を引き続き慎重に検討します。

【福崎 IC 周辺】

福崎IC周辺は、現時点で新たに商業集積地として整備する計画はないため、現状の土地利用の状況を踏まえ、各種用途の建築物が混在することを避ける観点から、地域の特性に応じた適切な用途誘導を図ります。南部においては軽工業や業務機能に適した土地利用、北部においては沿道サービス地及び複合住宅地としての土地利用を促進することで、地域の秩序ある発展と快適な住環境の形成をめざします。

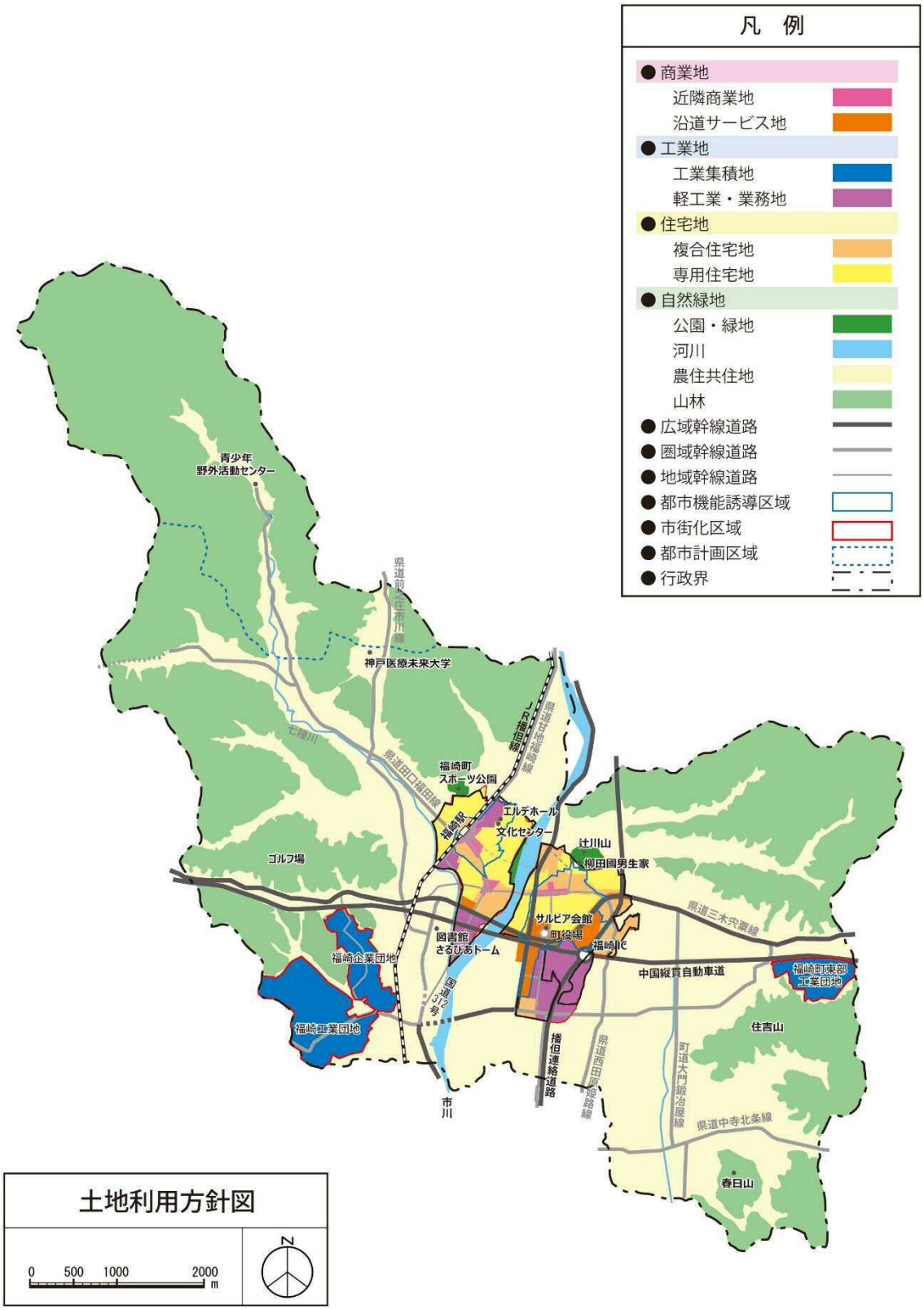

## 2-1-3.市街化調整区域*の土地利用方針

### （1） 土地利用の方針

市街化調整区域*については、福崎町土地利用基本計画で土地利用の方針を定め、市街地との調和を図りながら、整備、保全します。

■ 市街化調整区域*の土地利用区分

保全区域：良好な自然環境を保全する区域
－守りたいまちの資源（神社、大樹、伝統家屋など）
森林区域：森林としての地域環境の形成を図る区域
－大切な自然として保全すべき山や川
農業区域：農業の振興を図る区域
－農業振興地域の農用地区域を中心とした区域
集落区域：良好な住環境を保全又は形成する区域
－地縁者住宅、新規居住者住宅、小規模事業所の区域
特定区域：地域の活性化に資する特定の用途の建築物を整備・開発する区域
－工業系の特定区域、公共施設系の特定区域　など

集落区域や特定区域については、特別指定区域制度*や地区計画制度*を活用しながら計画的に土地利用を誘導します。

■ 集落区域のまちづくりのイメージ

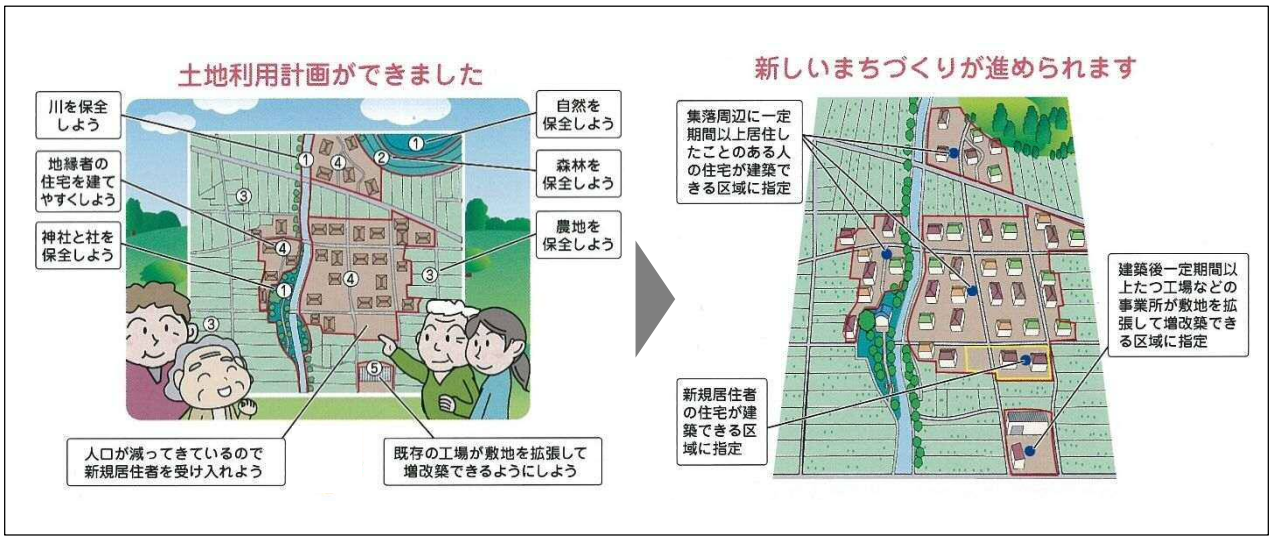

### （2） 集落活力維持の考え方

市街化調整区域*は市街化を抑制すべき区域で、良好な自然環境及び優良な農用地等を含む区域です。地域の特性にあったコミュニティ機能の維持、地域活力の再生や住環境の改善・誘導及び既存事業所の拡張・用途変更など都市機能の強化に資する計画については、調整区域の枠組みを維持しつつ、地域に必要な建築物かを十分に勘案し、適切な範囲・内容で計画的な土地利用を図っていきます。

また、特別指定区域制度*を活用し、既に地縁者住宅区域を指定している集落では、必要に応じて区域の見直しを行い有効な土地利用を促進するとともに、活力が低下しつつある区域の活性化に努めるため、人口減少集落における新規居住者の住宅区域の新たな指定など、区域の充実を図ります。

■ 各集落における最盛期人口と令和6年人口の比較

| 集落名 | 昭和 47 年人口 | 最盛期の人口 | | 令和 6 年人口 | 最盛期からの人口増減 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 年 | 人口 | | |
| 長目 | 300 | 平成 17 年 | 357 | 282 | -75(-21%) |
| 中島 | 617 | 平成 27 年 | 865 | 802 | -63(-7%) |
| 西光寺 | 610 | 平成 22 年 | 1,163 | 1,108 | -55(-5%) |
| 八反田 | 298 | 平成 17 年 | 372 | 310 | -62(-17%) |
| 吉田 | 303 | 平成 27 年 | 425 | 402 | -23(-5%) |
| 西野 | 427 | 令和 6 年 | 446 | 446 | 0(0%) |
| 井ノ口 | 306 | 昭和 47 年 | 306 | 266 | -40(-13%) |
| 北野 | 307 | 平成 17 年 | 319 | 294 | -25(-8%) |
| 大門 | 838 | 平成 17 年 | 1,087 | 910 | -177(-16%) |
| 加治谷 | 236 | 昭和 47 年 | 236 | 199 | -37(-16%) |
| 亀坪 | 54 | 昭和 47 年 | 54 | 29 | -25(-46%) |
| 南大貫 | 324 | 平成 12 年 | 441 | 315 | -126(-29%) |
| 東大貫 | 427 | 昭和 47 年 | 427 | 244 | -183(-43%) |
| 西大貫 | 393 | 昭和 60 年 | 402 | 305 | -97(-24%) |
| 余田 | 669 | 昭和 47 年 | 669 | 552 | -117(-17%) |
| 小倉 | 195 | 昭和 47 年 | 195 | 102 | -93(-48%) |
| 庄 | 801 | 平成 7 年 | 839 | 647 | -192(-23%) |
| 鍛冶屋 | 339 | 平成 17 年 | 528 | 415 | -113(-21%) |
| 馬田 | 928 | 昭和 60 年 | 1,109 | 913 | -196(-18%) |
| 山崎 | 1,174 | 昭和 60 年 | 1,434 | 934 | -500(-35%) |
| 福田 | 924 | 昭和 60 年 | 1,133 | 1,103 | -30(-3%) |
| 板坂 | 460 | 平成 22 年 | 502 | 380 | -122(-24%) |
| 桜 | 202 | 平成 7 年 | 229 | 184 | -45(-20%) |
| 長野 | 278 | 昭和 60 年 | 290 | 203 | -87(-30%) |
| 神谷 | 207 | 平成 22 年 | 209 | 158 | -51(-24%) |
| 西谷 | 268 | 昭和 60 年 | 293 | 205 | -88(-30%) |
| 西治 | 820 | 平成 12 年 | 1,176 | 1,048 | -128(-11%) |
| 高橋 | 285 | 平成 7 年 | 316 | 244 | -72(-23%) |

資料：住民基本台帳*

### （3） 土地利用促進の考え方

市街化調整区域*は、優良農地の保全や自然環境の維持に大きな役割を果たしています。一方で、持続可能で魅力ある地域づくりを進めるためには、優良農地の保全や自然環境との調和を前提としつつ、産業振興や地域活性化の観点から柔軟な対応を検討することが必要です。このため、市街化調整区域*における土地利用については、地域特性を踏まえ、慎重かつ計画的に土地利用促進の方向性を模索していきます。

## 2-2. まちの基盤（利便・快適）

### 2-2-1.公共交通・道路・都市計画道路

**［基本的な考え方］**

環境や交通弱者へ配慮しつつ、福崎駅や福崎ICを核とした安全かつ快適な公共交通網及び道路網を整備することにより町民の利便性向上に努めます。

公共交通は、福崎町地域公共交通計画に基づき、町民や交通事業者と連携したJRや路線バス、コミュニティバス*の利便性向上と利用促進を図ります。また、安全で円滑な交通処理を行うとともに、地域活性化を促し地域相互の交流を深めるため福崎駅を交通結節点とした体系的な道路網の整備を進めます。さらに、だれもが安全で円滑に通行できるよう、段差の解消、点字ブロックの敷設など、町中心部をはじめとする公共空間のバリアフリー*化を引き続き進めるとともに、道路・橋梁の安全性の向上や交通の円滑化を図るため、福崎町橋梁長寿命化修繕計画、福崎町舗装長寿命化修繕計画等に基づく、定期的な点検や計画的な維持・補修に努めます。

都市計画道路*は都市計画*決定後、長期間を経ても事業化に至っていない路線について、今後も柔軟な都市計画*の運用により、実現可能な整備を検討します。

#### （1） 公共交通

**1） 鉄道（福崎駅の利用促進）**

令和元年に整備事業が完了し、公共交通の結節点機能等が大幅に強化された福崎駅周辺地区において、引き続き交通広場*等を活用し、JRと路線バス、姫路市と連携して福崎駅と溝口駅を結ぶ福崎町・姫路市連携コミュニティバス「ふくひめ号」等の連携に取り組み、福崎駅のさらなる利用促進を図ります。

**2） 路線バス、コミュニティバス**

事業者と協力しながら「姫路駅前～溝口～福崎駅前」「姫路駅前～江鮒団地・西光寺～福崎駅前」「姫路駅前～南大貫～北条営業所」を結ぶバス路線の維持確保を図ります。

町内巡回バス「サルビア号」は、交通弱者（高齢者等）の移動手段としてスタートし、年間利用者が延べ2万人を超え、コミュニティ交通として定着し、町民にとって必要不可欠な移動手段となっています。

平成28年度以降、コミュニティバス*の利用者数は増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症*の拡大により令和2年には大きく利用者が減少しました。その後、利用実態に即したダイヤの見直しや令和6年3月に策定した福崎町地域公共交通計画による施策展開、福崎町・姫路市連携コミュニティバス「ふくひめ号」の運行などにより、利用者は年々増加傾向にあります。今後もさらなる利用者増加に向けてコミュニティバス*の利便性向上と利用促進を図ります。

利便性向上策としては、ニーズを踏まえたルートや行き先の変更、待合環境の改善、現在位置や運行状況の見える化を進めるための簡易型バスロケーションシステムの導入などを検討します。また、利用促進策としては、観光分野との連携や広報誌による啓発、事業者と協力した学校や地域での乗車体験、公共交通の役割周知、モビリティ・マネジメントの実施などを通じて、地域でバスを支える意識の強化を図ります。

その他、コミュニティバス*を利用した買い物弱者対策を継続するとととともに、今後は利用需要に応じて、鉄道や高速バスとも連携しながら、他市町と連携したコミバスの運行継続や見直し、導入等を検討します。

## （2） 道路・都市計画道路

### 1） 道路ネットワークの基本構成

道路機能からみた道路のネットワークの基本構成を次のように定めます。

■ 道路の機能からみた分類一覧

| 道路の機能からみた分類 | | | 道路名称 |
|---|---|---|---|
| 道路 | 幹線道路 | ・広域幹線道路<br>※広域的な交通を担う路線 | ・中国縦貫自動車道（高速自動車国道）<br>・播但連絡道路（自動車専用道路）<br>・国道312号～（都）中島井ノ口線～（都）西光寺高橋線～（都）高橋西治線<br>・県道三木宍粟線［（都）大門西治線］ |
| | | ・圏域幹線道路<br>※周辺市町をつなぐ地域間の交通を担う路線 | ・県道甘地福崎線～町道駅南幹線～（都）高橋西治線<br>・県道西田原姫路線<br>・県道中寺北条線<br>・県道前之庄市川線～町道西治長野線<br>・町道東大貫溝口線［（都）西光寺高橋線］～東西延伸ルート<br>・町道中島長目線～町道中島八幡線<br>・町道大門鍛冶屋線～町道大貫山田線 |
| | | ・地域幹線道路<br>※町内の各地域間の交通を担う主要な路線 | ・県道甘地福崎線～国道312号<br>・県道田口福田線<br>・（都）福崎駅田原線<br>・（都）辻川北野線<br>・町道田尻辻川線<br>・町道中道線<br>・福崎駅前～辻川界隈ルート<br>・辻川界隈～県道三木宍粟線ルート |
| | その他道路 | ・主要区画道路<br>※区画道路等から幹線道路等へ導く路線 | |
| | | ・区画道路<br>※宅地への接続路線 | |
| 交通広場等* | | ・駅前交通広場*<br>※交通施設相互を結節する広場 | |

### 2） 道路の整備方針

先に掲げた道路のネットワークを構築するため、次に示す道路の整備に取り組みます。

整備にあたっては歩行者・自転車、特に通学児童・生徒の安全安心な通行を確保するため、歩道などの交通安全施設の整備を行います。また、都市間の広域交通を担うとともに、高速道路 IC 等へのアクセスルートの役割も担う幹線道路の整備や、良好な生活環境の形成を図る区画道路の整備などを推進します。

なお、幅員が狭小な道路で人家が連担している箇所等については、水路の蓋掛けなどの路肩整備を実施し、事業費の縮減を図りながら安全性と生活環境の向上に努めます。加えて、交通安全施設を定期的に点検し、不具合などによる事故の未然防止を図ります。

### 3） 幹線道路

#### ① 広域幹線道路

**【国道312号～(都)中島井ノ口線～(都)西光寺高橋線～(都)高橋西治線】**

国道312号、(都)中島井ノ口線、(都)西光寺高橋線、(都)高橋西治線は、瀬戸内から日本海に至る南北の広域交通を担う幹線道路であるとともに、市川町や姫路市など周辺市町との連絡道路、町内拠点地区間相互の連絡道路としての役割を担っています。

また、(都)中島井ノ口線は、通過交通*を適切に誘導し、商業地へのアクセスルートの役割も担います。(都)西光寺高橋線は市川橋梁部の整備を検討します。

なお、福崎工業団地への入口となっている国道312号高橋交差点では朝の通勤時間帯における北行きの渋滞が著しいため、その他の路線から工業団地へ入る対応を県や姫路市などと調整しながら検討します。

**【県道三木宍粟線[(都)大門西治線]】**

県道三木宍粟線[(都)大門西治線]は、東西の広域交通を担う主要地方道で、加西市や姫路市などの周辺市町を連絡するとともに、町内拠点地区間相互の連絡や福崎IC等へのアクセスルートとしての役割を担っています。

西谷地区(姫路市境付近)の交通安全対策事業(路肩拡幅)を促進するとともに、ひょうごインフラ整備プログラム掲載箇所から西谷交差点間については、引き続き事業化を要望します。

また、役場付近の渋滞解消に向け、右折レーンの整備などの道路改良を要望します。

#### ② 圏域幹線道路

**【県道甘地福崎線～町道駅南幹線～(都)高橋西治線】**

県道甘地福崎線の山崎地区から福崎駅周辺地区を通り町道駅南幹線、図書館横の(都)高橋西治線を経由して姫路市へ至る本ルートは、市川町・姫路市との連絡機能を強化するため、未改修区間の整備を進めます。

**【県道西田原姫路線】**

本町の中心市街地と姫路市との連絡機能を担い、国道312号と並行する路線としてバイパス機能も有します。幅員が狭小である田尻交差点南付近の道路改良事業(歩道設置を含む現道拡幅)を促進します。

**【県道中寺北条線】**

加西市、八千種地区、姫路市北部を連絡するとともに、住民の生活道路としての役割を担っています。車両の離合が困難な幅員狭小区間において、道路改良事業を促進します。

**【県道前之庄市川線～町道西治長野線】**

県道前之庄市川線～町道西治長野線は、市川町中心部と西治地区や教育拠点に位置づけられる神戸医療未来大学、広域幹線道路である県道三木宍粟線との連絡機能を担っています。高岡・福田地区ほ場整備*の実施に伴い、県道前之庄市川線の一部区間において、交通安全対策事業(路肩拡幅)を促進します。

**【町道東大貫溝口線[(都)西光寺高橋線]～東西延伸ルート】**

東西の工業団地から福崎南ランプへの主要なアクセス道路であるとともに、工業団地と周辺市町を連絡し、県道三木宍粟線と平行する路線としてバイパス機能も有する道路です。南田原地区において一部歩道未設置区間の道路改良に努めます。

**【町道大門鍛冶屋線～町道大貫山田線】**

東田原地区と姫路市北部との連絡機能を担う道路です。必要に応じて県道三木宍粟線や県道中寺北条線との交差点などの安全対策に努めます。

**③ 地域幹線道路**

**【県道田口福田線】**

福崎町の中心市街地と七種山周辺ゾーンとの連絡機能を担う道路です。青少年野外活動センターなどへのアクセス向上などのため田口地区での道路改良を要望します。

**【(都)福崎駅田原線】**

福崎駅を起終点とする交通を担う路線で、駅に降り立つ人にとって本町の第一印象となるシンボルロード*を形成する路線です。令和3年に今後の観光需要を喚起する取組を進めるため、福崎駅と観光拠点である辻川界隈を直接的に結ぶルートに見直し、現在、町道馬田山崎線から町道千束新町線の間において整備を進めています。また、全線整備に向けては、引き続き県の支援、協力を要望します。

整備予定の(都)福崎駅田原線

**【(都)辻川北野線】**

辻川界隈から国道312号を経由し、(都)中島井ノ口線に至る道路です。観光ルートとしての整備を検討します。

**【町道田尻辻川線】**

福崎北ランプから県道三木宍粟線を経由し、国道312号に至る道路です。県道三木宍粟線との交差点付近の幅員が狭小であるため整備を検討します。

**【町道中道線】**

町道田尻辻川線から町道東大貫溝口線を繋ぐ道路です。昭和50年代から本町の幹線道路としての役割を担っており、沿道には公共施設や店舗が建ち並んでいます。田原小学校の通学路に指定されており、今後も交通安全対策を実施します。

**【福崎駅前～辻川界隈ルート】**

（都）福崎駅田原線の整備に加え、（都）福崎駅田原線の終点に位置する（都）中島井ノ口線との交差点から、辻川界隈へ直接的にアクセス可能な新たな交通ルートについて検討します。

**【辻川界隈～県道三木宍粟線ルート】**

平成27年3月に廃止した（都）大門福田線の代替路線として、辻川界隈から北野地区を通り、播但連絡道路の下を経由して県道三木宍粟線に至る新たなルートの検討を行います。

### 4） その他道路

#### ① 主要区画道路

商業地及び住宅地からの交通を集約し、地域幹線道路等へ導きます。住民の日常生活の場となるため、見通しを確保するなど交通安全面・防犯面に配慮した整備を進めます。

#### ② 区画道路

沿道宅地への接続を目的とする路線として十分な幅員を確保するとともに、住民の日常生活の場として見通しを確保するなど交通安全面・防犯面に加え、生活環境面にも配慮した整備を進めます。

**5） 交通広場等**

| | |
|---|---|
| 駅前広場 | 県道甘地福崎線や町道福崎駅田原線、町道千束新町線の整備を行い、福崎駅の交通結節点機能を強化します。<br>駅前交通広場*の完成に伴い、路線バスやコミュニティバス*等が接続し、連携強化が図れたことから、今後はバスの利便性をさらに向上させ、JRとバスの利用促進を図ります。また、駅周辺において、公営・民間の時間貸し・月極駐車場のパークアンドライド利用案内を進めており、町民等によるJRの利用促進を図ります。<br>さらに、福崎駅周辺地区のユニバーサルデザイン*化の推進や駅前交流広場でのイベント開催などにより、誰もが利用しやすく賑わいのある駅をめざします。<br> <br>駅前広場 |
| 福崎 IC 交通広場* | 福崎ICには、大阪方面及び岡山方面へ発着する高速バスの停留所があり、鉄道とともに都市部への重要な公共交通機関となっています。このため、町民の貴重な交通手段を確保する観点からアクセス道路の整備や駐車場を計画的に整備するなど利便性の向上に努めます。また、停留所に乗り入れを行っている町内巡回バス「サルビア号」と連携して、町民による高速バスの利用促進を図ります。 |

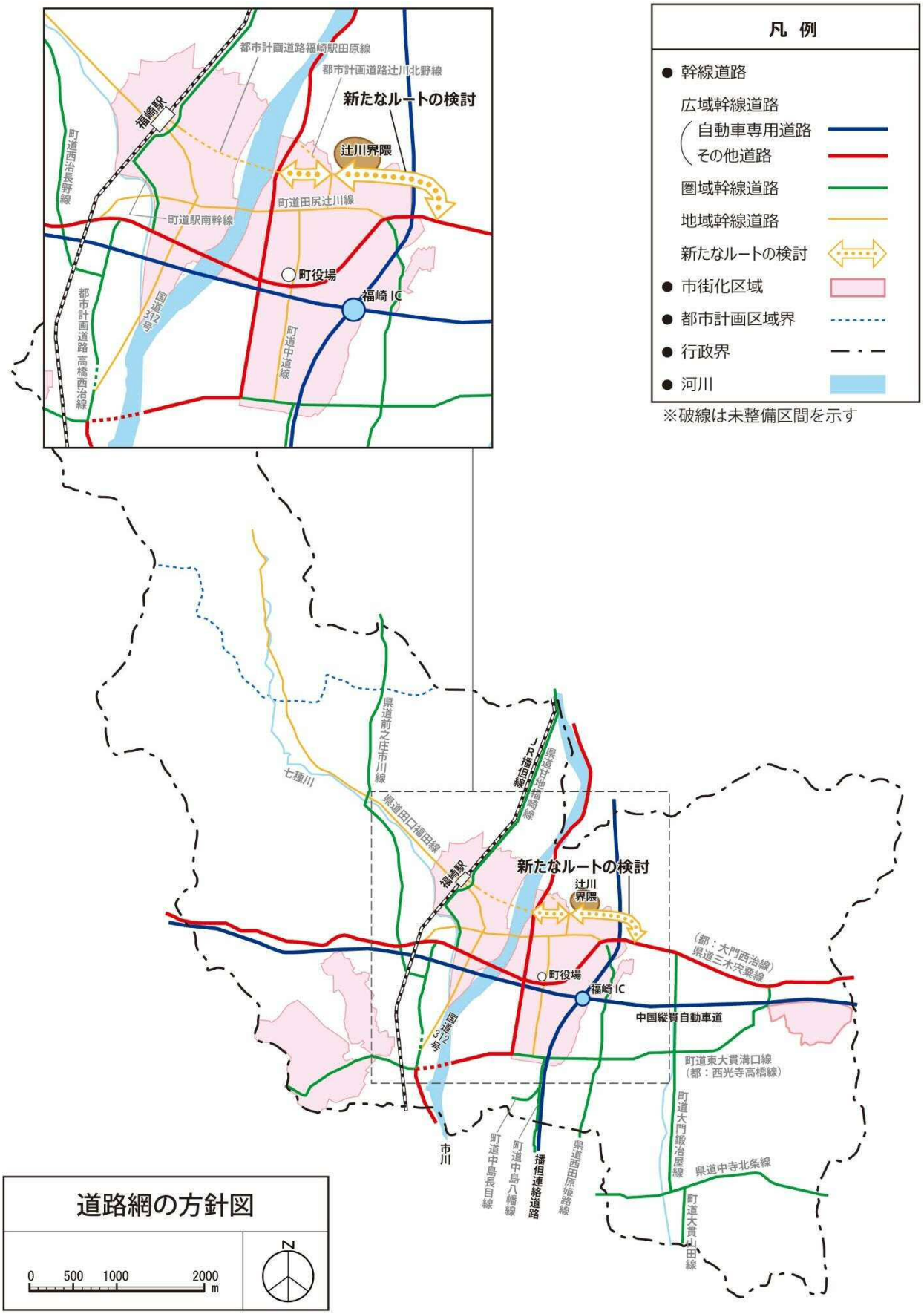
凡 例
幹線道路
広域幹線道路
自動車専用道路
その他道路
圏域幹線道路
地域幹線道路
新たなルートの検討
市街化区域
都市計画区域界
行政界
河川
※破線は未整備区間を示す
都市計画道路福崎駅田原線
都市計画道路辻川北野線
新たなルートの検討
福崎駅
辻川界隈
町道西治長野線
町道田尻辻川線
町道駅南幹線
町役場
福崎 IC
都市計画道路高橋西治線
国道312号
町道中道線
県道前之庄市川線
七種川
JR播但線
県道辻川加納線
県道田口福田線
中国縦貫自動車道
(都：大門西治線)
県道三木宍粟線
町道東大貫溝口線
(都：西光寺高橋線)
町道大門鍛冶屋線
県道中寺北条線
町道大貫山田線
市川
町道中島長目線
町道中島八幡線
播但連絡道路
県道西田原路線
道路網の方針図
0 500 1000 2000 m
N

### 2-2-2.市街地整備

**［基本的な考え方］**

市街地の整備にあたっては、本町が有する豊かな自然環境をいかすことを基本とし、街区やそれらを結ぶ道路、河川、公園等の都市施設*の整備においても、自然環境との調和に十分配慮します。あわせて、広報誌や町ホームページ等を活用し、住民のまちづくりに対する関心を醸成するとともに、地域主体によるまちづくり活動への支援を推進します。

令和元年度に福崎駅周辺整備事業が完了し、今後は利便性や景観などに配慮した“まちの玄関口”としての賑わい創出や市街地発展を支える幹線道路の整備を推進し、市川東西の一体的なまちづくりを進めます。

なお、一定規模以上の民間開発については、福崎町開発事業等調整条例*に基づき、開発調整に関する基準への適用や関係住民への説明会を実施させるなどの総合的な調整を行い、引き続きより良い環境の形成に努めます。

**（1） 福崎駅周辺地区**

福崎駅前において、令和元年度に駅前交通広場*・駅前交流広場・駅前観光交流センターを整備しました。今後はまちの玄関口として、また、立ち寄りやすい交流の場としてこれらの施設をいかした賑わいの創出を図り、観光客の方だけでなく、地域の方の外出行動につながる環境づくりを推進します。

また、駅利用者の利便性向上を図るため、駅舎の橋上化や自由通路*の設置など、駅東西の一体的な整備を検討し、地域の暮らしやすさや移動のしやすさの向上をめざします。

**（2） 辻川界隈**

辻川界隈には、県指定文化財である柳田國男生家や大庄屋三木家住宅など、地域資源が集積しています。令和2年度には、旧辻川郵便局及び大庄屋三木家住宅の主屋以外の部分の改修が行われ、「NIPPONIA播磨福崎　蔵書の館」としてホテル・レストランの営業が開始されました。

今後は、福崎駅周辺との連携を図りつつ、辻川観光交流センターを核とした、観光客が回遊できるレトロな空間としてのまちなみを整備し、文化・観光拠点としての魅力向上をめざします。

**（3） 工業団地の拡張**

中国縦貫自動車道南側の東西2か所に立地する福崎工業団地・福崎企業団地及び福崎町東部工業団地を工業集積地として位置づけ、これまで優良企業の誘致を進めてきました。

町内の工業団地はすべて完売しているため、今後は民間企業からの要望や事業の経済性・採算性などを踏まえ、総合的な観点から検討を行い、必要に応じて工業団地の拡張候補地の選定を進めていきます。

既存の工業団地については、引き続き、道路網の整備、既存産業との技術、情報、人的交流などへの配慮に努め、良好な工業団地としての充実に努めます。

### （4） 住環境整備の推進

駅前、新町地区の密集市街地は、引き続き課題地域*として住民の合意形成を図りながら老朽木造住宅等の建替え促進や空き家対策の推進に取り組みます。

また、商店街の空き店舗対策など地域活性化に向けた取組を行います。

市街化区域内の農地や低未利用地*の多い北野・田尻・駅前・馬田・山崎・新町地区では、農地の計画的な市街化と市街地に残された緑地*等の保全を考慮した面的整備*を検討し、防災面や都市景観の向上に努めます。

### （5） 沿道利用の促進

福崎IC周辺や地域幹線道路沿いなどの新市街地においては、用途地域*の指定や地区計画*による適切な規制・誘導を行い、民間活力を効果的に活用しながら、良好なまちなみの形成を図ります。

また、町道中島井ノ口線沿いで市街地の拡大を見込む区域においては、地区計画*等を活用し、沿道利用の促進を図ります。

町道中島井ノ口線沿道

### （6） 都市景観の形成

来訪者に誇れるまちづくりを推進するため、辻川界隈をはじめ町内に現存する歴史的建築物や歴史的景観の保全に向けて、地区計画制度*の導入を検討し、魅力ある景観の形成を図ります。

また、兵庫県屋外広告物*条例に基づき、広告物の適正な管理を行うとともに、是正指導やはり紙・立看板などの違反広告物の除却を進め、良好な広告景観の形成に努めます。

公共サインについては、統一感のあるデザインと外国人旅行者にも分かりやすい標識の整備を検討し、案内性の向上を図ります。

さらに、地域の良好な景観形成に取り組む団体等の活動支援を検討し、町民による自主的な景観まちづくり活動を促進します。

### （7） 福崎町開発事業等調整条例*の運用

一定規模以上の開発や太陽光発電施設の設置等については、町、開発事業者及び町民の相互の理解と協力を促進し、適正な土地利用と良好な地域環境の形成を目指すために、平成29年に福崎町開発事業等調整条例*を施行しました。今後も条例の適切な運用により、土地利用の適正な誘導と良好な地域環境の形成を図るとともに、安全で機能的なまちづくりを推進します。

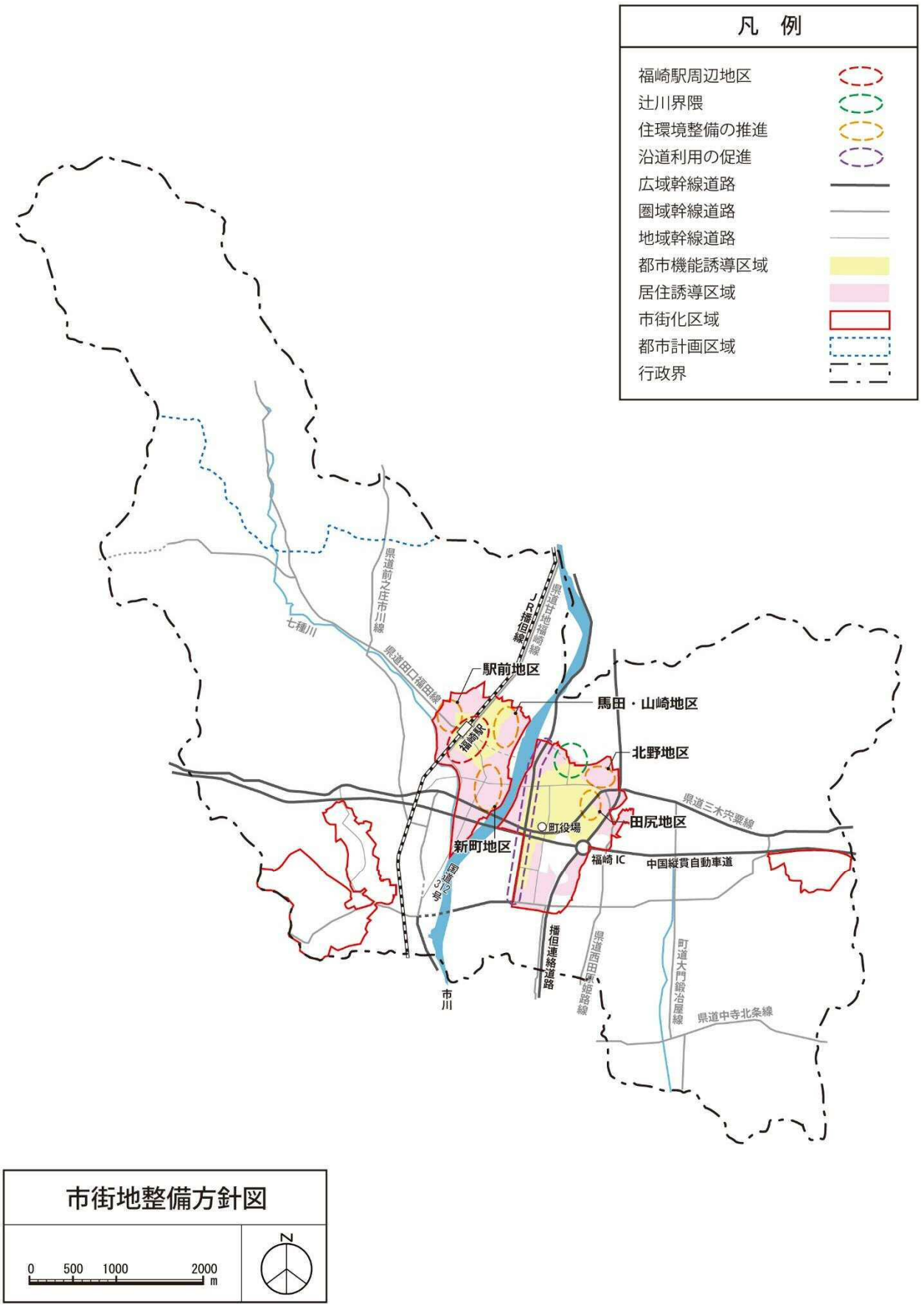
凡　例
福崎駅周辺地区
辻川界隈
住環境整備の推進
沿道利用の促進
広域幹線道路
圏域幹線道路
地域幹線道路
都市機能誘導区域
居住誘導区域
市街化区域
都市計画区域
行政界
県道前之庄市川線
七種川
県道田口福田線
JR播但線
県道甘地福崎線
駅前地区
馬田・山崎地区
福崎駅
北野地区
県道三木宍粟線
田尻地区
町役場
新町地区
福崎 IC
中国縦貫自動車道
国道312号
播但連絡道路
県道西田原姫路線
町道大門鍛冶屋線
県道中寺北条線
市川


市街地整備方針図
0
500
1000
2000
m
N

## 2-2-3.公園・緑地

**［基本的な考え方］**

公園・緑地は、住民のふれあいやぬくもり、やすらぎのある生活を確保・創造するうえで重要な役割を担うとともに、災害の防止や災害時における避難路・避難地としての機能も有しています。

このため、誰もが安全・安心に過ごせる空間を維持することを目的に、地域との連携のもと、既存施設の適切な維持管理や住民参加による緑化活動を支援します。

また、春日山をはじめとする自然環境の保全に配慮した公園整備の充実を図ります。

引き続き、観光拠点や自然活用の視点を取り入れながら、計画的な公園の整備・拡充及び緑地*の保全を推進します。

### （1） 公園・緑地の整備・拡充等

福崎町緑の基本計画*に基づき、公園等の整備・拡充及び河川敷などの緑地*の保全を推進します。あわせて、公園の安全性の確保と長寿命化を図るため、遊具やフェンス等の公園施設について、計画的な改修・修繕を実施します。

防犯面については、公園の設置位置等に配慮するとともに、すべての人々に配慮したユニバーサル社会*の構築をめざし、県民まちなみ緑化事業や地域づくり事業を活用した住民参加型の緑化推進を通じて、地域コミュニティ*の醸成を図ります。

都市公園*のバリアフリー*化、駐車場の整備など、利便性の向上にも努めます。また、災害時の避難場所としての公園については、災害時利用マニュアルを作成するとともに、その普及を図ります。

さらに、住民や企業との連携による公園の管理・運営方策を検討するとともに、公園ボランティアの育成等にも取り組みます。

町内屈指の観光エリアである辻川山周辺については、辻川山公園を中心として、引き続き、観光の中心地として整備を進めます。

市川河川公園

第2イーストパーク
（駐車場整備・バリアフリー）

### （2） 緑化の推進

住民の緑化意識向上を図るため、ボランティア団体による植栽管理を支援します。また、県・関係機関と連携し、緑化資材の提供事業や緑化活動を支援する補助事業の活用を促進することにより、公共施設の敷地内や道路等の公共空間、個人・法人敷地等の地域ぐるみでの緑化を推進します。

身近な公園や広場の緑だけでなく、森林や河川・水路等の自然や歴史的資源を活用した特色ある緑化を推進します。

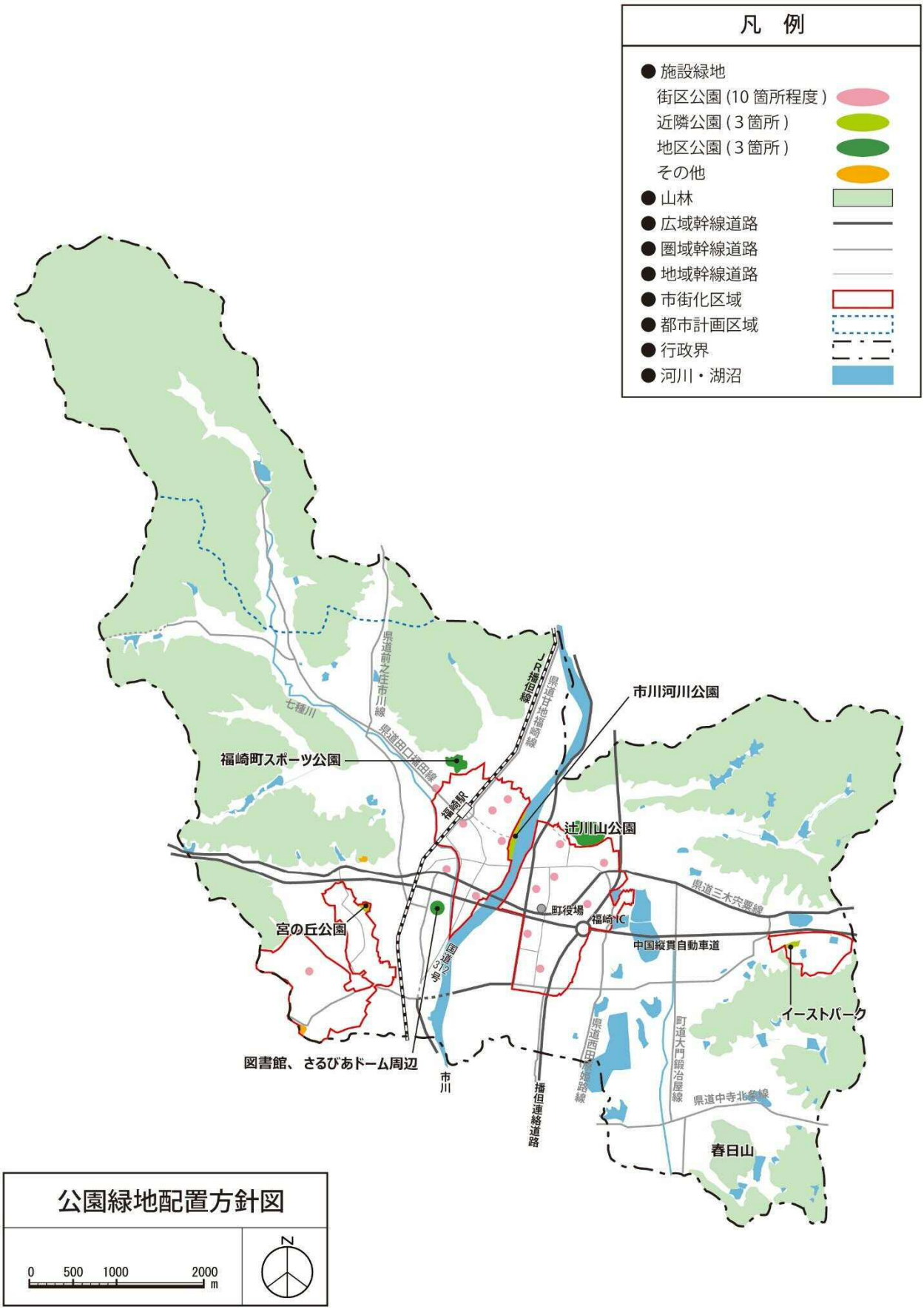
凡　例
施設緑地
街区公園（10 箇所程度）
近隣公園（3 箇所）
地区公園（3 箇所）
その他
山林
広域幹線道路
圏域幹線道路
地域幹線道路
市街化区域
都市計画区域
行政界
河川・湖沼
市川河川公園
福崎町スポーツ公園
辻川山公園
宮の丘公園
図書館、さるびあドーム周辺
イーストパーク
春日山
福崎駅
町役場
福崎IC
中国縦貫自動車道
JR播但線
県道前之庄市川線
県道田口福崎線
県道田口福崎線
七種川
国道312号
市川
播但連絡道路
県道三木宍粟線
県道西田原福崎線
町道大門鍛冶屋線
県道中寺北条線
公園緑地配置方針図
0
500
1000
2000
m
N

## 2-2-4.河川・ため池

**［基本的な考え方］**

近年の集中豪雨や台風などにより激甚化・頻発化している河川災害に備えるため、市街地を流れる市川・七種川・雲津川の狭小河積箇所については、定期的な浚渫とともに未改修区間を順次整備するよう、引き続き要望します。平田川は未改修区間の定期的な浚渫等を要望します。また、ため池については、定期的に点検し、改修・整備を推進します。

上記の整備においては、親水空間*の創出を意識し、多自然型工法等の導入を検討します。

また、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、河川のオープンスペース*機能や延焼遮断、避難空間、救援活動空間、消防用水等の非常用水としての活用など、平常時・非常時双方に対応した河川整備を図ります。

### （1） 河川整備の促進

市川をはじめとする二級河川*については、河川改修事業を県に要望するとともに、関係市町と連携し、流域全体で自然環境に配慮した整備を促進します。

また、普通河川については、未改修部分の改修を進めるとともに、浸水対策の一環として下水道の雨水幹線事業により整備を図ります。

市川（香福橋より）

### （2） 親水空間*の整備

河川は水害の防止だけでなく、やすらぎの空間・住民が親しめるオープンスペース*として活用できるよう整備を推進します。

### （3） 多自然型護岸整備*の推進

動植物の生態系に配慮した工法の検討・推進を図ります。

### （4） ため池整備の促進

定期的にため池の点検を実施し、改修・整備を計画的に進めていきます。

## 2-2-5.住宅

**[基本的な考え方]**

今後も住みたくなるまちとして発展していくためには、多様な住宅需要に対応した住宅供給、安全・安心な住まいづくりや福崎町空家等対策計画に基づいた空き家対策を実施し、生活環境の充実を図る必要があります。

新たな道路整備により開発の可能性が高まる地域については、活力のあるまちづくりを推進するため、狭あい部の解消や隅切の取得を行うなど、民間開発を適切に誘導し、定住人口の確保に努めます。

市街化調整区域*の住宅地については、特別指定区域制度*を活用し、既存集落地区の良好な居住環境の維持・形成に配慮します。

また、町営住宅については、福崎町公営住宅等長寿命化計画に基づき、長期的な視点をもって施設の長寿命化に取り組み、予防保全的な維持管理や改善事業を進めます。

### （1） 良好な住環境の形成

良好な住環境の形成を図るため、地区計画*の活用を検討します。

また、既存町営住宅の修繕及び適正な管理に努めるとともに、必要に応じて用途廃止（除却）後の跡地の有効活用を検討していきます。

市街化調整区域*については、特別指定区域の活用を図り、有効な土地利用を促進します。特に人口減少への危機感の強い地域では、積極的に新規居住区域の指定を促進します。

### （2） 環境や人に優しく、安全に長く住み続けられる住まいづくり

高齢化対応や耐震化などの住宅整備を促進するとともに、子育て世帯や高齢者世帯などの多様な住宅ニーズに対応するため、民間事業者と協力しながら住宅市場の活性化を進めます。

高齢者や障がい者の安全・安心な住環境づくりの促進を図るとともに周辺住宅と調和がとれ、環境に配慮した住まいづくりの推進に努めます。

新耐震基準以前に建築された一般住宅等については、広報やホームページなど様々な媒体を活用して耐震診断及び耐震改修の必要性を広く住民等に啓発・周知し、補助制度の積極的な活用を促します。

### （3） 空き家対策

空き家の増加は、地域コミュニティ*の希薄化や地域活力の低下を招き、放置すれば周辺生活環境や安全性を悪化させるため、大きな課題となっています。

今後の空き家の増加を見据え、町と自治会が密に連携・協力をしながら空き家情報の把握や、全ての建築物の所有者等を対象に空き家問題に対する意識啓発等を進め、空き家発生の抑制を図ります。あわせて、所有者の高齢化や遠隔居住による管理不足を防ぐため、適正管理に関する情報提供や相談体制の充実を図り、管理不全空き家の発生を抑制します。

また、本町では兵庫県が制定した「兵庫県空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例（空家活用特区条例）」により、令和6年6月に県内で唯一、町全域が「空家等活用促進特別区域*」として指定を受け、「空家活用特区制度*」が利用可能となりました。

空家活用特区制度*に基づく空き家情報の届出制度を活用し、空き家所有者に対し空家活用支

援事業補助金の拡充を周知することや空家バンクへの登録をサポートすることにより、働き方の多様化や地方回帰に対応する居住の受け皿となるよう空き家の利活用を促進します。

さらに市街化調整区域*においては、当制度に基づく規制緩和により転出を抑制し、転入を促進することで定住人口の維持及び住環境の保全、地域活性化を図ります。

なお、放置すれば特定空家*等になる恐れがある空き家に対しては、町が管理指針に即した指導、勧告等の措置を講じます。特定空家*等に該当する場合は、所有者等に対して助言又は指導、勧告、命令等の措置を講じるとともに、特定空家等除却事業の活用による除却を促すなど、安全安心なまちづくりを推進します。

## 2-2-6.上水道・下水道

**［基本的な考え方］**

快適な生活環境の形成に向けた計画的な上水道・下水道事業の推進を図ります。

上水道は、安全で安心な水道水を安定して供給し、健全な企業経営をめざします。また、長期的な需要を見据えて水道施設の計画的な施設更新を進めます。

下水道については、現在稼働している農業集落排水6施設について、公共下水道*への施設統合を進めるとともに、汚水流入量の増加にともなう福崎浄化センター水処理施設の増設について検討します。

浸水対策については、播但連絡道路南ランプ等の重要インフラ周辺や住宅密集地などにおいて、雨水幹線や支線の整備を進め、市街化区域周辺の浸水解消に努めます。

### （1） 上水道

#### 1）安定した水道水の供給

安定した水道水を供給するため、十分な水源の確保と送配水施設の耐震化を進めています。令和5年度からは三ノ宮配水池系基幹管路の耐震化に着手しており、完了後は、辻川山配水池系の基幹管路の耐震化にも取り組む予定です。

安全・安心な水道水の供給をより確実なものにするため、毎年度策定する水質検査計画に基づき、良質な水道水をつくり、緊急時においても安定供給体制を維持します。

また、水道施設を良好な状態に保つために、定期的な点検や修繕を行い、災害時における機能を確保するともに、兵庫県水道用水の計画的な購入を行い、災害時の連携体制の強化にも努めます。

#### 2）水道施設の充実

自己水源の保全と確保、並びに震災時における応急給水拠点での給水確保を図るためには、主要な送配水設備の耐震化が急務であることから、水道施設更新計画に基づく施設の更新を進めます。

#### 3）健全経営の推進

水道事業は、水道料金により事業を運営する独立採算の企業として、引き続き効率的な経営に取り組み、合理的かつ能率的な経営を行います。そのためには、企業意識を醸成し、事業経営の在り方について定期的な見直しを行い、更なる経営の効率化や経営コストの低減、安定的な運営に取り組みます。

また、水道ビジョンの見直しに合わせて財政計画の見直しを行うとともに、今後も漏水調査や点検により、早期の漏水発見や修繕を行い、有収率向上に努めます。

## （2） 下水道

### 1）施設整備事業の推進

公共下水道*区域では、環境衛生の向上と公共用水域の水質保全を図るため、今後もストックマネジメント計画をもとに、国庫補助金を活用しながら公共下水道*の計画的な施設更新を進めていきます。

他区域においては、農業集落排水事業、コミュニティプラント及び合併処理浄化槽設置事業の活用により、居住環境や公衆衛生の向上を進めてきましたが、今後は順次公共下水道*への統合を進める予定とし、都市計画下水道の区域見直しを行いました。なお、長目地区コミュニティプラント施設は令和元年6月1日に公共下水道*へ統合しました。農業集落排水6施設についても、順次公共下水道への統合を進める予定とし、都市計画下水道の区域見直しを行いました。

川すそ雨水幹線

統合後の公共下水道*区域外では、引き続き合併処理浄化槽により対応します。

浸水対策では、川すそ雨水幹線事業について、引き続き早期の完成に取り組むとともに、現在実施している雨水幹線工事については、必要に応じて効果的な内容へと見直し、浸水被害が予想される地域の早期完成に努めます。

### 2）事業参加・普及の促進

汚水処理は、住宅地周辺の生活環境の改善を図るとともに海や河川の水質保全・改善を図ります。

汲み取りや合併浄化槽については、接続率の向上を図る必要があるため、早期に下水道に接続する必要性を啓発し、町広報、パンフレットの配布、出前講座などを通じてPRを行います。

### 3）施設管理運営事業

施設の管理運営にあたっては、ストックマネジメント計画をもとに、耐用年数を考慮した長期的な視点に立った修繕計画を策定し、事業を推進します。今後も接続率の向上による使用料収入の確保や事業の効率化を進めるとともに、経営戦略を見直しながら、下水道事業会計のさらなる健全化に向けて取り組んでいきます。

また、浄化センターや下水道管などの適正な維持管理を行うとともに、下水道処理施設に流入する不明水の原因究明に努めます。

福崎浄化センター（水処理棟）

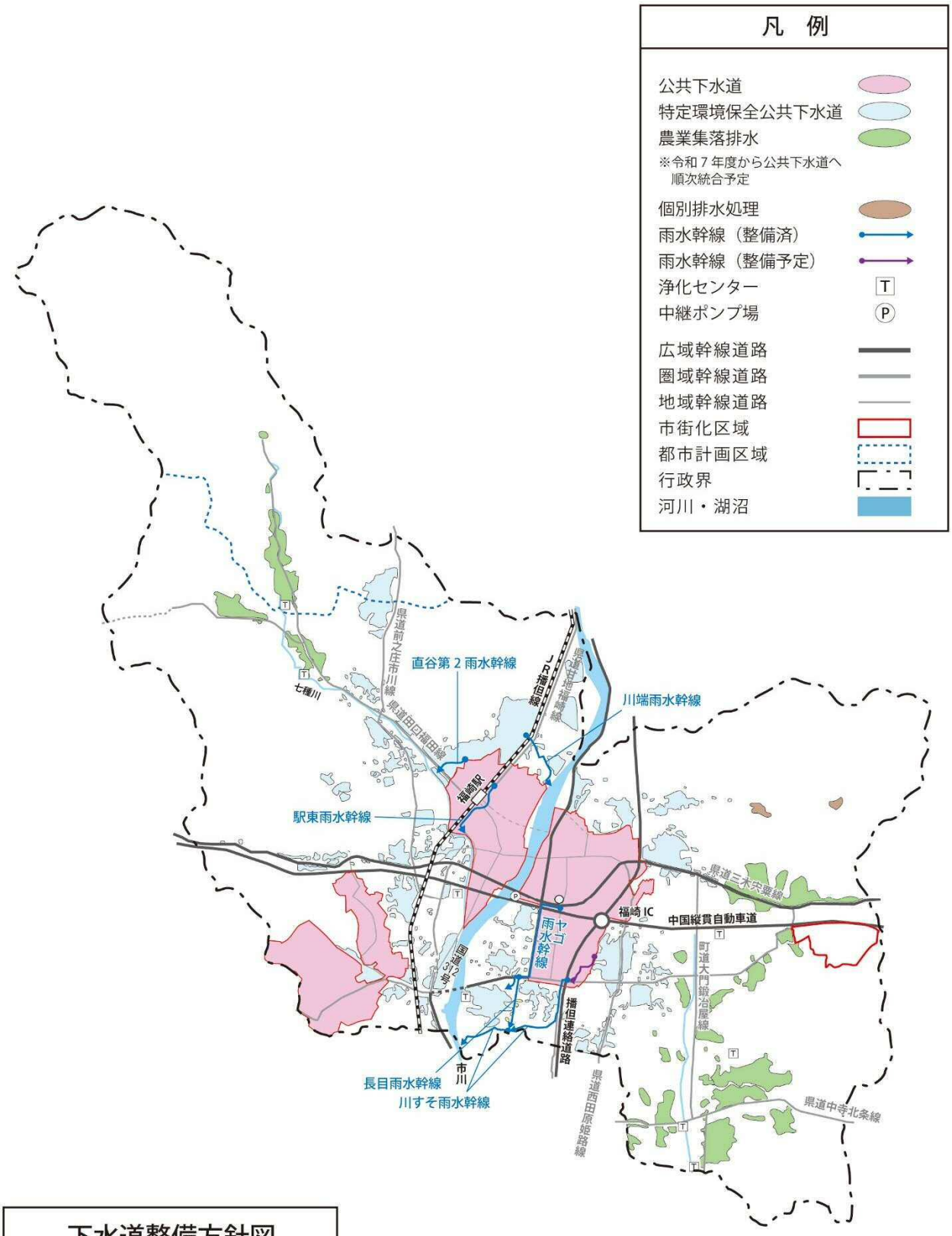
凡　例
公共下水道
特定環境保全公共下水道
農業集落排水
※令和７年度から公共下水道へ順次統合予定
個別排水処理
雨水幹線（整備済）
雨水幹線（整備予定）
浄化センター
中継ポンプ場
広域幹線道路
圏域幹線道路
地域幹線道路
市街化区域
都市計画区域
行政界
河川・湖沼
直谷第２雨水幹線
川端雨水幹線
駅東雨水幹線
ヤゴ雨水幹線
長目雨水幹線
川すそ雨水幹線
福崎駅
福崎ＩＣ
中国縦貫自動車道
JR播但線
県道前之庄市川線
県道田口福田線
県道三木宍粟線
国道312号
播但連絡道路
町道大門鍛冶屋線
県道西田原姫路線
県道中寺北条線
七種川
市川
下水道整備方針図
0　500　1000　2000 m
N

## 2-2-7.その他処理施設

**[基本的な考え方]**

快適な生活環境を支えるごみ処理施設等の施設は、循環型社会の形成には不可欠であるため、引き続き各施設の適正な管理を図り、住環境の向上をめざします。

ごみ処理については、令和10年度から「(仮称)神崎郡新ごみ処理施設」で処理を行います。し尿処理については、今後も中播衛生センターで適正かつ効率的な処理を行います。火葬場については、姫路福崎斎苑(こうふく苑)の適正な維持管理に努めます。

### (1) ごみ処理施設

ごみ処理場については、姫路市と共同処理していた「くれさかクリーンセンター」の焼却炉が令和3年度に稼働を停止したため、令和4年度から同センターを中継基地としてごみの積み替えを行い、姫路市の処理施設へ搬入しています。

「(仮称)神崎郡新ごみ処理施設」は、市川町浅野地区に建設中で、令和10年4月稼働に向けて、3町(神河町・市川町・福崎町)で施設の運営に関する協議を進めていきます。

新ごみ処理施設完成イメージ図

### (2) し尿処理施設

し尿処理施設については、中播衛生センターが昭和50年に稼働し、平成8年には新方式による処理施設に更新しました。また、平成22・23年に処理対象物の質的・量的変化等に対応するため基幹改良工事を実施しました。

公共下水道*の整備に伴い投入量は減少していますが、施設は順調に稼働しており、処理施設の維持管理や施設運営と処理の効率化に努めます。

### (3) 火葬場

火葬場については、姫路福崎斎苑(こうふく苑)が昭和57年に都市計画決定*(福崎町・旧香寺町決定)され、稼動しています。今後は構成市町である姫路市と本町が連携し、施設の適正な維持管理に努めます。

墓地については、平成13年2月に定めた「墓地等に関する基本方針」、また、近年の改葬、墓じまいの増加の状況から、既存の集落墓地及び宗教墓地で対応することとし、新規の墓地経営は認めていません。

## 2-2-8.公共施設等

**［基本的な考え方］**

本町では、役場を中心とした官公署施設や学校などの教育施設に加え、福祉施設や柳田國男・松岡家記念館、図書館等の文化施設、サルビア会館や八千種研修センター等のコミュニティ施設、エルデホール、さるびあドーム等の社会教育や体育施設、福田水源地や福崎浄化センター等の供給・処理施設など多くの公共施設を有しています。各施設は今後、老朽化等に伴い、大規模改修や更新の必要性が生じます。人口減少社会に対応するために各施設の公的な必要性を十分に考慮し、福崎町公共施設等総合管理計画*に基づき、適切な維持管理を推進します。

また福崎町立地適正化計画と整合させた公共施設の配置や民間活力の活用を検討します。

### （1） 福崎町公共施設等総合管理計画*の策定

本町が有する公共施設等の資産の管理を行うため、設置年や建築面積などのデータを整理、収集し、固定資産台帳*の整備を進めてきました。今後は毎年適切な更新を実施し、各施設の老朽化の状況把握等に活用します。

また、福崎町公共施設等総合管理計画*による公共施設全体の管理方針をもとに、各施設の修繕等の優先順位の明確化や町民との情報・問題意識の共有を図りながら、引き続き適正な管理に努めます。

### （2） 福崎町立地適正化計画との整合

福崎町立地適正化計画の中で、福崎駅周辺及び福崎IC周辺を都市機能誘導区域*に定め、公共サービス・医療・福祉・商業等の機能を緩やかに誘導します。

福崎駅周辺では、地域の中心都市である姫路市と都市施設*の機能分担・共同利用を図るため連携生活拠点区域*を定め、高度医療などの高次都市機能*については姫路市の中心拠点区域*と連携して機能を確保し、図書館などは相互利用を進めます。

## 2-3.まちの活力（観光）

**［基本的な考え方］**

町内には、豊かな自然を堪能できるスポットや歴史的建造物、特産品や農産物の直売店、妖怪ベンチなど、短期滞在型の観光資源が点在しており、これらをつなぐ観光ルートの整備やレンタサイクル*の導入など、周遊性を向上させる取組を進めています。

今後は、近年急増しているインバウンドへの対応に加え、既存資源の魅力再発見と新しい視点での観光ルートやコンテンツの整備を行い、体験型・再訪型・宿泊型の長期滞在型の仕組みづくりを推進し、持続可能な観光を実現します。

また、地域住民が主体となり、観光客の受け入れ体制を充実させることで、交流や学びの場を創出し、地元に根ざした観光を育てます。加えて、SNS*などを活用した効果的な情報発信により、観光客の増加と魅力ある賑わいの創出を図ります。

これらの取組を通じて、民俗学のふるさととしての歴史や文化をいかし、『もちむぎと妖怪のまち』という地域ブランドを強化しながら、観光まちづくりを進めます。

### 2-3-1.観光拠点の整備、強化

令和元年に駅前観光交流センター及び辻川観光交流センターを整備し、来訪者のおもてなしや町民憩いの場、観光情報の発信に努めています。辻川界隈では、辻川観光交流センターを広域的な機能をもった観光拠点として位置づけるとともに、辻川山公園や特産館「もちむぎのやかた」の充実を図り、NIPPONIA播磨福崎　蔵書の館については、魅力向上の支援に努めます。七種の滝を中心とした七種山周辺、春日山周辺では、春日山城の史跡を活用し、地域と協力して観光拠点としての整備を図ります。

また、両観光交流センターに配置しているレンタサイクル*を活用し、妖怪ベンチなどの観光・資源をめぐるなど、観光拠点への移動手段及び福崎駅からの二次交通の確保に努めます。

駅前観光交流センター

辻川観光交流センター

NIPPONIA播磨福崎　蔵書の館

### 2-3-2.観光ルート整備

歴史文化資源の活用核である辻川界隈では辻川観光交流センターを拠点に、県指定文化財の大庄屋三木家住宅、柳田國男生家、神崎郡歴史民俗資料館(旧神崎郡役所)、柳田國男・松岡家記念館などの歴史文化資源が集積しています。また、近年では妖怪文化をテーマとした様々なモニュメント*や辻川山公園を中心に、親子連れや妖怪ファン、インバウンドをターゲットとした観光展開を進めています。これらの歴史文化資源と妖怪文化の結びつけに努めるとともに、主要な観光コースである辻川界隈観光コース、銀の馬車道*、学問成就の道への周遊性向上に努めます。

辻川山公園
(河童のガジロウとガタロウ(奥))

また、案内板の多言語対応を進めることで、インバウンドや多世代の観光客に対応した交流・体験型コンテンツの造成を行うなど、滞在時間の延長や観光消費額の増加に努めます。

福崎駅では、駅前観光交流センターを活用し、JR播但線利用者などの利便性を向上させるとともに、辻川界隈や七種地区への観光・交流軸の強化、播磨圏域連携中枢都市圏*や銀の馬車道*の取組など市町を超えた広域観光の連携強化、エコカーやeバイクなどを活用したゼロカーボン観光の推進にも努めます。

播磨国風土記*にゆかりのある七種山周辺や神前山、春日山周辺では、登山道や看板などの整備を継続するとともに、豊かな自然スポット、由緒ある神社仏閣などの伝統文化をいかした取組を推進し、知名度の向上と地域の活性化を図ります。加えて、地域と連携した登山道の美化活動を継続して実施するとともに、ボランティア団体などと協力しながら新たな登山道の整備を進めます。

加えて、平成29年4月28日に文化庁により日本遺産として認定された「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」を活用するとともに、令和8年に完成150年を迎える「銀の馬車道*」を契機とした広域観光の魅力発信に努めます。

### 2-3-3.まちの魅力発信

テレビやラジオ、SNS*などを活用し、積極的なまちの魅力発信に努めるとともに、地域や地元企業、関係団体などと連携したイベントの継続・支援に努めます。また、インバウンドを視野に入れた交流人口や関係人口の増加を図るため、観光ガイドの活用やDX・AIを取り入れた観光アプリの導入を検討するほか、多言語対応によるおもてなしを充実させます。こうした取組を通じて、町への関心を高めるとともに、国際化を見据えた観光施策の展開を推進します。

### 2-3-4.空き家を利活用したまちづくり事業の検討

空き家や古民家等を、カフェや物販店舗といった地域活性化に資する施設に用途変更していただくよう促し、地域景観を保全するとともに、移住・定住・交流の促進を図ります。

また、観光・交流施設や独創的農業活動の拠点施設、農業の6次産業化と連携した農家レストランや直売施設、体験活動宿泊拠点などへの活用を想定した空き家の利活用について、町が支援し、地域活性化に資するまちづくりを推進します。

銀の馬車道モニュメント*
出典:福崎町観光協会ホームページ

凡　例

| | | | |
|---|---|---|---|
| 観光拠点 | ○ | 鉄道 | |
| 地域拠点 | ○ | 広域幹線道路 | |
| 観光・交流軸 | ←•••→ | 圏域幹線道路 | |
| | | 地域幹線道路 | |
| | | 市街化区域 | |
| | | 都市計画区域 | |
| | | 行政界 | |

【辻川界隈 拡大図】




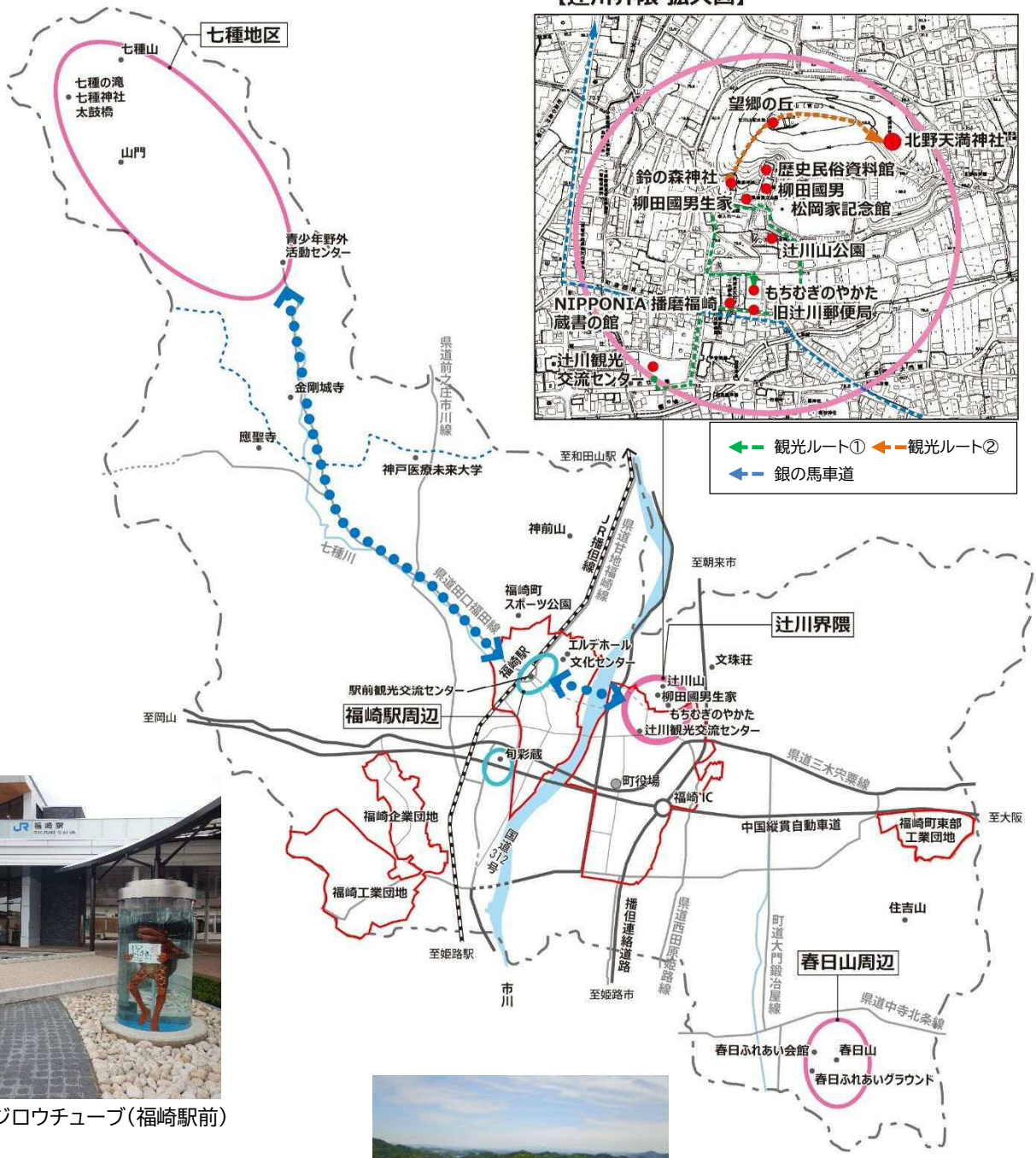

ガジロウチューブ(福崎駅前)

観光整備方針図

0　500　1000　2000 m

N

春日山周辺

## 2-4.まちの安全・安心

### 2-4-1.防災・減災*

**[基本的な考え方]**

阪神・淡路大震災をはじめとする大規模災害の経験と教訓を踏まえ、災害時における都市の強靭化を図るため、防災骨格づくりとして防災ネットワークの形成を進めるとともに、災害危険箇所に対しては、山地災害対策*、急傾斜地崩壊対策、浸水対策等の改修・整備を実施します。あわせて、市街地における住環境の改善等を進めながら、被害の最小化をめざした防災・減災*対策を総合的に推進するとともに、福崎町立地適正化計画に基づく届出運用等により、災害危険区域外への緩やかな誘導を図ります。

また、生活圏の広域化や災害の激甚化・頻発化に伴い、町域を超えた広域的な課題が増加していることから、隣接市町との都市機能の分担や連携に関する取組についても、検討・調整を進めます。

市街地内においては、平常時から住民一人ひとりが防災意識を持ち、災害時には自ら安全に避難できるような体制づくりを推進します。町、自治会、関係機関が連携し、迅速かつ的確な災害対応を実現するとともに、すべての住民が安全に避難行動をとれるよう、応援・協力体制の構築を継続的に進めます。

加えて、密集市街地に代表される防災上危険な市街地においては、防災構造化の推進及び住民の防災意識の向上を図ります。そのため、定期的な防災マップ*の周知を行うとともに、自治会による防災訓練への支援を積極的に行います。

### （1） 防災ネットワークの形成

本町の防災骨格づくりを進めるため、兵庫県地域防災計画において示された配置の考え方を踏襲し、以下の機能・役割を担う都市の防災施設の体系的な整備を進めます。

| | |
|---|---|
| 広域防災拠点 | 広域的な救援・救護、復旧活動の拠点として、災害時に県災害対策地方本部の機能を補完し、被災地の外からの救援・復旧のための物資や自衛隊、ボランティア等の要員の集散拠点となるとともに、緊急物資や復旧資機材を備蓄・保管します。県全体で19か所が位置づけられており、中播磨地域では姫路市内の手柄山公園と市川町内の市川町スポーツセンターが指定されています。 |
| 地域防災拠点 | 本町の救援・復旧活動の拠点として、他の地域や広域防災拠点から派遣される要員・緊急物資を受け入れ、それらや関連情報を一元化した後、コミュニティ防災拠点*に系統的に輸送するための中枢となります。また、救援・復旧活動と避難活動の分離に配慮しつつ、被災住民の広域避難地となります。本町の地域防災拠点は役場・町民第2グラウンド・町民第3グラウンド（さるびあドーム）を設定し、整備を図ります。さらに、幹線道路の整備等により広域防災拠点とのアクセス強化を図ります。 |
| コミュニティ防災拠点* | 日常の生活を通じて形成された身近な地域社会における地区住民の避難地及び防災活動の拠点として、被災時に住民の避難活動と救援活動の接点となります。本町では小学校をコミュニティ防災拠点*と設定し、周辺の不燃化促進と安全性の向上を図ります。さらに、地域防災拠点とのアクセスを幹線道路等の整備により強化を図るとともに、コミュニティ防災拠点*への避難路の必要幅員の確保に努め、その安全性、防災性の向上を図ります。 |
| 防災備蓄倉庫 | 防災拠点として県道三木宍粟線沿道の大貫地区に第1防災備蓄倉庫、高岡地区には第2防災備蓄倉庫、福田地区に第3防災備蓄倉庫を整備しています。 |

### （2） 山地災害対策*等の推進

本町では、土石流・急傾斜地の実態把握が完了し、平成28年度に田口・高岡地区、平成30年度にその他地域で土砂災害特別警戒区域（レッド区域）に指定されています。現在、市川周辺の平地では洪水浸水想定区域は広範囲に指定されており、山間部及び市街地縁辺部では土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、山腹崩壊危険地区*、崩壊土砂流出危険地区*が点在しています。

土砂災害のおそれのある危険地域については、引き続き、県と連携して砂防・治山・急傾斜地対策事業などを推進するとともに、防災マップ*などを活用した住民への周知に努めます。

### （3） 浸水対策の推進

近年の頻発する集中豪雨や局地的大雨に対し、県が制定した「総合治水条例*」に則り、河川・下水道対策、流域対策（雨水の流出を抑制）、減災*対策（浸水時の被害を軽減）を推進します。

河川では、堆積土砂の浚渫を行い、流下能力の向上を図るとともに、河川内の雑木伐採などを行い、河川環境の美化に努めます。

ため池では、（桜）上池、三谷池、直谷池の耐震点検結果を受け、逐次改修を行い、令和元年度に（桜）上池、令和6年度に三谷池の改修工事が完了しています。また、直谷池は令和8年度に改修工事を実施予定です。新規地区として、令和6年度より（南大貫）宮の池改修工事を実施しているほか、東田原ため池群（大門大年谷池・加治谷大年谷池・古新池）、塩田池、板坂奥池の改修工事に向けて協議を進めています。今後は引き続き、定期的な点検の実施、ため池管理者に対して適正な維持管理の啓発に努めます。

南大貫・宮の池　改修工事

また、豪雨災害の減災*措置として、引き続き水利施設管理強化事業（特別型）により、ため池の事前放流による水位調整について啓発を行います。

浸水対策として、雨水排水事業の推進を図るとともに、学校の校庭や公共施設を活用した雨水貯留対策や田んぼダムセキ板*を活用した水田での一時貯留による減災*対策について検討を進めます。あわせて、田んぼダムの取組団体の拡大に向けた啓発活動にも取り組みます。

### （4） 既成市街地の住環境の改善

福崎駅周辺をはじめとする旧市街地には、老朽化の進んだ木造建築物が密集していることから、緊急車両の進入に支障をきたす地区が多く存在しており、住環境の改善が必要です。

整備にあたっては、土地区画整理*事業等の面的整備*を中心とした総合的な整備が理想ですが、財政的にも非常に困難であるため、段階的な空地の確保やセットバックを進めることなどにより徐々に住環境の改善を図ります。

また、倒壊や火災など防災上の観点から悪影響を及ぼす可能性のある危険な空き家については、空家等対策の推進に関する特別措置法や空家条例等の法令に基づき対策を行います。

### （5） オープンスペース*の確保

公共空間である公園・緑地、道路、河川等のオープンスペース*は、災害時の被害の拡大を食い止めるとともに、避難場所、災害時の活動場所等、多様な活用が期待されます。

防災の観点から、施設配置の検討や整備、適切な維持管理を行い、災害時にも有効なオープンスペース*の確保に努めます。

公園や道路等については、積極的に配置し、延焼などの二次災害を最小限にとどめます。また、資機材については確保等を行い、有事の際はその有効活用を図ります。

池、河川については、消火のための水の供給とともに緑地帯として延焼の遮断にも有効で適正な維持管理に努めます。

### （6） ライフライン*の強化

住民生活にとって欠くことのできないライフライン*について、災害時の被害を最小限にとどめるとともに、安定した供給を確保するため、関連機関と連携を図りさまざまな対策を講じます。

水道については、主要な送配水施設の耐震化と管路の更新、防災訓練の実施などにより安定した水供給を実施します。

電気についても災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体のまひを防ぎ、迅速な復旧を可能にする電力施設の整備を推進します。災害時の通行障害となる電柱の倒壊等を回避し、通信手段の確保を図るための防災対策を実施するため、引き続き、関係機関との情報共有に努めます。

### （7） 防災体制の強化

町ホームページや広報誌等により防災情報の提供を行い、住民の防災意識の高揚を図るとともに、応急手当、救命講習等を開催し、住民救護者の養成に努めます。

また、地域防災計画に基づき、行政と防災関係機関、住民などによる防災体制を確立し、自主防災組織の連携強化と地域防災力の向上を図ります。

避難所となっている公共施設の耐震化などを進めます。

防災備蓄品の整備拡充を行います。

町、関係機関、各種団体などと連携した防災訓練を実施します。

職員による災害時の初動体制を確立するため、図上訓練など、職員の情報伝達訓練を実施します。

町内量販店と災害時応援協定を締結し、食料品、日用品の優先供給に努め、有事の際には迅速な連携を図ります。

「エリアメール*」、「ふくさき防災ネット*」など様々なツールの利用を促進し、迅速な防災情報の発信に努めます。

地域防災の担い手*である自主防災組織などのリーダーの育成に努めます。

町ホームページや広報誌等を活用して防災・減災*に関する情報提供を行います。

第3防災備蓄倉庫

消防団と小学校の合同練習

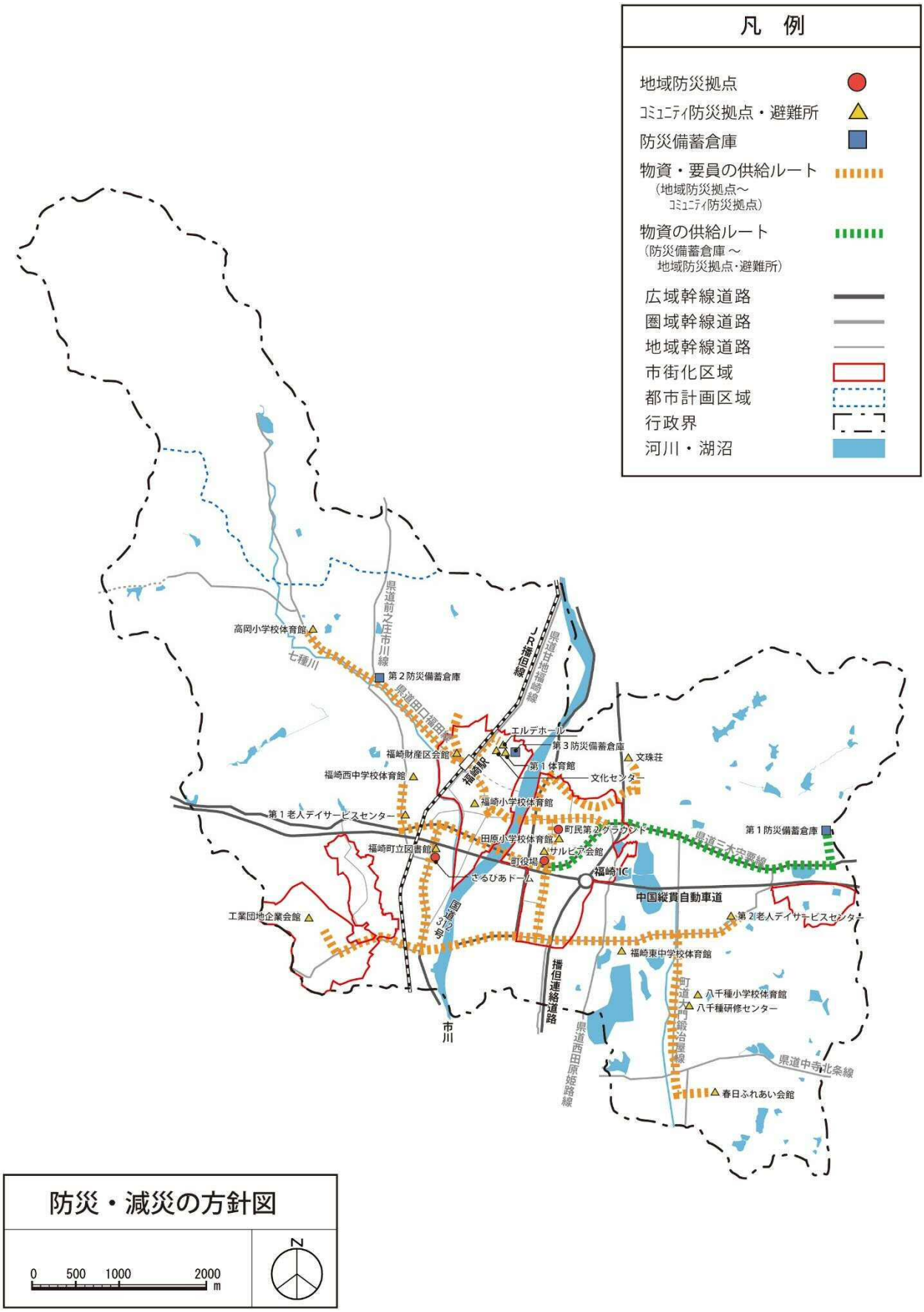
凡　例
地域防災拠点
ｺﾐｭﾆﾃｨ防災拠点・避難所
防災備蓄倉庫
物資・要員の供給ルート
（地域防災拠点～
ｺﾐｭﾆﾃｨ防災拠点）
物資の供給ルート
（防災備蓄倉庫～
地域防災拠点・避難所）
広域幹線道路
圏域幹線道路
地域幹線道路
市街化区域
都市計画区域
行政界
河川・湖沼
高岡小学校体育館
七種川
第２防災備蓄倉庫
県道前之庄市川線
県道田口福崎線
JR播但線
県道田地福崎線
エルデホール
第３防災備蓄倉庫
福崎財産区会館
福崎駅
第１体育館
文珠荘
文化センター
福崎西中学校体育館
福崎小学校体育館
第１老人デイサービスセンター
町民第２グラウンド
第１防災備蓄倉庫
田原小学校体育館
サルビア会館
福崎町立図書館
町役場
さるびあドーム
福崎IC
県道三木宍粟線
中国縦貫自動車道
工業団地企業会館
国道312号
第２老人デイサービスセンター
福崎東中学校体育館
播但連絡道路
町道大門鍛冶屋線
八千種小学校体育館
八千種研修センター
県道西田原姫路線
県道中寺北条線
春日ふれあい会館
市川
防災・減災の方針図
0　500　1000　2000 m
N

### 2-4-2.ユニバーサル社会*への対応

**［基本的な考え方］**

少子高齢化の進展や多様化する地域課題に対応していくため、年齢、性別、障がいの有無、文化的背景などの違いにかかわらず、すべての人が地域社会の一員として支え合いながら安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会づくりを進めます。

公共空間においては、段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックの設置など、「バリアフリー法（高齢者、障害者等の円滑な移動等の促進に関する法律）」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づき、移動の円滑化に資する施設整備を継続して推進します。

**（1） 公共空間のバリアフリー*化の推進**

福崎駅周辺地区は、町の玄関口としてふさわしいまちづくりを推進していく地域であることから、すべての人が住みやすく、訪れやすいまちとしてユニバーサル社会*を実現するための意識づくり・しくみづくり・基盤づくりを推進します。その他、町内の公共空間のバリアフリー*化を引き続き進めます。

**（2） 福祉のまちづくりの推進**

兵庫県において全国に先駆けて制定した「福祉のまちづくり条例*」にもとづき、高齢者や障がいのある人の利用に配慮した整備をもとに、今後はさらに、より安全で便利、快適に活動し移動できる質の高いまちづくりを進めるとともに、良好な地域コミュニティ*の形成、保健・医療・福祉機能が連携したケアのしくみづくりなども組み込んだ福祉のまちづくりを一層推進します。

また、福崎町人生いきいき住宅助成事業等の情報提供に努め、ユニバーサルデザイン*に配慮した住宅への改修に対して、相談や費用の助成を行います。

あわせて、ユニバーサルデザイン*に基づいた公共施設の整備を行うなど、ユニバーサル社会*づくりを推進します。